

（仮称）青森市子ども権利の 保障に関する行動計画（素案）

（平成28年度～平成32年度）

平成28年5月

青森市

(空白ページ)

目次

I 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の推進	2
5 施策体系	3

II 具体的な取組

第1章 子どもの権利の普及啓発と学習支援	4
第1節 子どもの権利の普及啓発	4
第2章 子どもの育ちへの支援	6
第1節 思いやりの心の醸成	6
第2節 子どもの体験活動の充実	8
第3節 子どもの居場所づくり	11
第4節 子どもの自主的な活動の促進	14
第5節 子どもの読書活動の推進	16
第6節 子どもの意見表明・参加の促進	19

第3章 保護者への支援	21
第1節 幼児期の教育・保育の充実	21
第2節 子育ての経済的負担の軽減	25
第3節 地域全体で子育てを支える環境づくり	27
第4節 障がいのある子どもなどへの支援の充実 ...	30
第5節 ひとり親家庭などへの支援の充実	41
第6節 貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援	44
第4章 子どもの命と安全を守る取組	47
第1節 権利侵害からの救済	44
第2節 豊かな心の育成	49
第3節 児童虐待防止に向けた支援の充実	51
第4節 犯罪被害から守る活動の促進	55
第5節 有害情報や非行から守る取組の充実	56

Ⅲ 主要事業の目標

主要事業の目標	58
----------------------	-----------

I 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

平成元年 11 月、第 44 回国際連合総会において、世界中の子どもたち一人一人に人間としての権利を認め、子どもたちがそれらの権利を行使できるよう、「子どもの権利条約」が採択され、わが国は平成 6 年 4 月にこの条約を批准しました。

子どもの権利条約では、子どもを大人から管理される対象としてではなく、独立した人格を持つ権利の主体であるとの観点から、子どもの人権を保障しています。具体的には、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」などがあげられています。

このように、子どもの権利保障が宣言されているにも関わらず、依然として家庭内における児童虐待や学校などにおけるいじめなど、子どもの権利侵害が社会問題となっていたことに加え、平成 22 年度に実施した「青森市民意識調査」では、8 割ちかくの市民が子どもの権利条約を知らないと回答したことから、本市は、子どもの権利の尊重について明言化することとし、子どもが愛情をもって生まれ、毎日のびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、平成 24 年 12 月、「青森市子どもの権利条例」を制定しました。

「青森市子どもの権利条例」では、子どもにとって大切な権利のほか、市の責務と取組、権利侵害からの救済などについて定めています。

本計画は、「青森市子どもの権利条例」に基づき、同条例の目的の達成に向けた市の具体的な取組について定めるものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「青森市子どもの権利条例」第 15 条に基づく子どもの権利の保障に関する行動計画です。

青森市子どもの権利条例（抄）

（子どもの権利の保障の行動計画と検証）

第 15 条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画（以下「行動計画」といいます。）を定めるものとします。

2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例（平成 18 年青森市条例第 43 号）に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。

3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

3 計画の期間

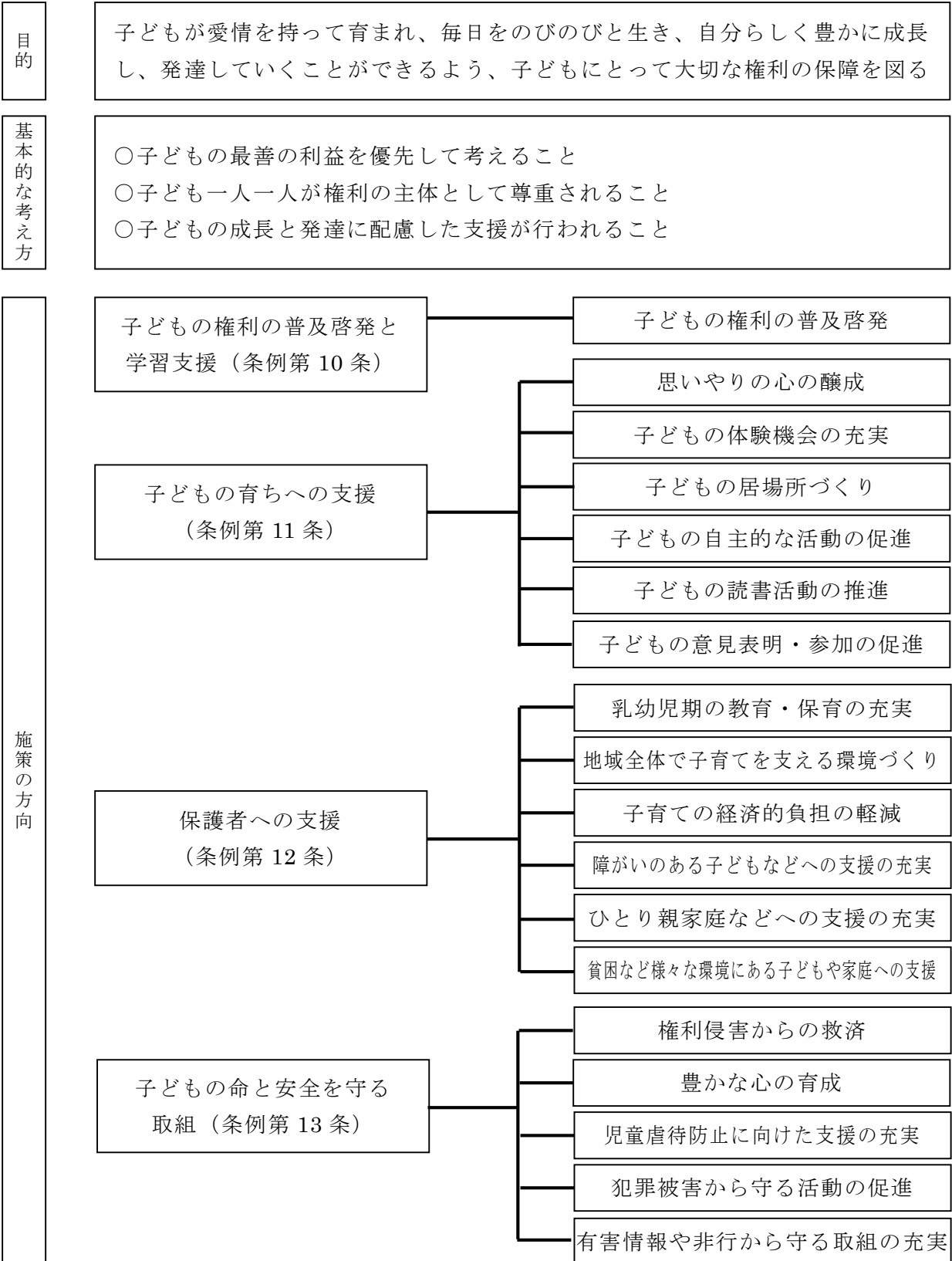
本計画の期間は、「青森市子ども総合プラン」と整合を図る観点から、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

4 計画の推進

本計画の推進に当たっては、年 1 回、「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」において評価・検証を行うとともに、「青森市子ども会議」の意見を尊重しながら各事業を実施していきます。

また、社会・経済情勢などの青森市を取り巻く環境の変化や市民意識調査などの市民ニーズを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うなど、柔軟かつ的確に対応していきます。

5 施策体系



Ⅱ 具体的な取組

第1章

子どもの権利の普及啓発と学習支援

施策の方向

(子どもの権利の普及啓発と学習支援)

第10条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

第1節 子どもの権利の普及啓発

【青森市子ども総合プラン第2部第1章1(1)】

《子どもの権利の普及啓発》

- ◆子どもや大人に対して、子どもの権利の普及を図るため、広報あおもりや市ホームページなどを活用し、広報活動を実施するとともに、小・中学校での子どもの権利に関する出前講座の実施やPTAなどの研修会への講師派遣を行い、子どもの権利に関する学習機会の充実を図ります。
- ◆特に、子どもに対する理解が必要な保護者、子どもが育ち学ぶ施設の関係者などに対して、子どもの権利について理解の促進を図ります。
- ◆子どもが「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かで健やかに育つ権利」、「意見を表明し参加する権利」について、全ての児童生徒の理解を深めるため、「青森市子どもの権利条例」を分かりやすくした教材を活用し、指導します。
- ◆「青森市子どもの権利条例」に定める「青森市子どもの権利の日」(11月20日)において、この日にふさわしい活動として、子どもと大人がともに子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供します。

《主要事業》

(1) 子どもの権利の普及啓発

青森市子どもの権利普及啓発事業

- 広報あおもりや市ホームページなどを活用し、広報活動を実施します。
- 出前講座の実施やP T Aなどの研修会への講師派遣を行い、子どもの権利に関する学習機会の充実を図ります。
- 「青森市子どもの権利の日」(11月20日)にふさわしい活動として、子どもと大人がともに子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供します。

子どもの権利に関する児童生徒の理解の促進

- 子どもが「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かで健やかに育つ権利」、「意見を表明し参加する権利」について、全ての児童生徒の理解を深めるため、「青森市子どもの権利条例」を分かりやすくした教材を活用し、指導します。

第2章

子どもの育ちへの支援

施策の方向

(子どもの育ちへの支援)

第11条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- 一 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。
- 二 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

第1節 思いやりの心の醸成

【青森市子ども総合プラン第2部第3章5(1)】

《交流活動の促進による思いやりの心の醸成》

- ◆ 思いやりの心を醸成していくため、児童館における親子・異年齢児・世代間のふれあいを大切にした交流事業、地域における身近な活動拠点のひとつである市民センターの事業などにおいて、世代間交流が図られるよう配慮するなど、子どもから高齢者まで多世代にわたり、地域が一体となった交流機会の確保に努めます。

《ボランティア活動の推進》

- ◆ 子どもが、交流活動やボランティア活動を通じ、自主性や思いやりの心を育むとともに、地域福祉の精神を養うことができるよう、青森市社会福祉協議会との連携による中学校などのボランティア推進校の指定を促進するほか、同協議会が実施する「体験ボランティア」や地域が実施するボランティア活動などへの参加を積極的に呼びかけるなど、学校・家庭・地域が連携を深め、子どもが参加できるボランティア活動を推進します。

《主要事業》

(1) 交流活動の促進による思いやりの心の醸成

児童館母親クラブ運営補助事業

- 地域の児童の健全育成のため、児童館を拠点として親子及び世代間の交流などを行う母親クラブに対して補助金を交付します。

保育所等地域活動事業

- 保育所等による地域の老人福祉施設の訪問や保育所等を退所した児童との地行的行事、小学校低学年児童の受け入れなどの交流事業を支援します。

(2) ボランティア活動の推進

ほのぼのコミュニティ 21 推進事業

- 青森市社会福祉協議会との連携による中学校などのボランティア推進校の指定を促進します。
- 同協議会が実施する「体験ボランティア」や地域が実施するボランティア活動などへの参加を積極的に呼びかけるなど、学校・家庭・地域が連携を深め、子どもが参加できるボランティア活動を推進します。

第2節 子どもの体験活動の充実

【青森市子ども総合プラン第2部第3章5(2)】

《子どもの体験活動の充実》

- ◆学校における体験活動の充実のため、自然体験活動や科学的な体験活動、ボランティア体験活動の充実に向けた各学校への働きかけや理数教科における体験的な授業を実施します。
- ◆学校における伝統・文化に触れる機会の充実を図るため、伝統・文化に関する体験活動の充実に向けた各学校への働きかけや版画による授業の実施、各学校に対する体験型プログラムの周知に取り組みます。
- ◆子どもの体験活動の充実のため、学校教育活動における宿泊型の自然体験活動の実施や外国語指導助手を活用した外国語指導など、国際的な交流の実施、ものづくり・科学体験講座の開催などのほか、青森市子ども会育成連絡協議会に対する支援に取り組みます。

《青少年の自立と社会参加に向けた支援》

- ◆自主的かつ積極的に何事にもチャレンジする機運の醸成や、地域活動や社会活動に関する情報提供により、青少年の主体的な活動を支援します。

《子どものスポーツ・レクリエーション活動の促進》

- ◆子どもがスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組みます。

《主要事業》

(1) 子どもの体験活動の充実

学校教育指導方針推進事業

- 自然体験や科学的な体験活動、ボランティア体験活動の充実に向けた各学校への働きかけを行います。
- 理数教科における体験的な授業を実施します。
- 伝統・文化に関する体験活動の充実に向けた各学校への働きかけを行います。
- 版画による授業を実施します。
- 各学校に対して体験型プログラムの周知を行います。

外国青年（語学指導員）招致事業

- 英語を母国語とする外国青年を小中学校へ派遣し、授業等において自国の文化を紹介したり、日本人教師と一緒に英語の授業を行い、生の英語で児童生徒と会話をしたり、発音や表現等について指導の補助を行います。

大井基金活用事業（少年海外生活体験事業）

- 青森市と大韓民国平澤市の中学生が相互訪問による交流を行い、異文化交流体験やホームステイ等の生活体験を通じ、青少年の豊かな国際感覚とコミュニケーション能力の育成を図るとともに、広い視野から見た郷土・青森市に対する理解を深めるため実施します。

青森市中学校生徒海外派遣・受入事業

- 本市中学生と米国メイン州中学生が、相互に派遣受入を行い、広い視野から郷土に対する理解を深め、国際社会を担う広い視野と調和のとれた若者を育成します。

友好交流継続事業

- ハンガリー国ケチケメート市セーチェニバーロシ小・中学校と、葭町小学校、南中学校の児童・生徒が版画、絵画等の作品交流を行います。
- 大韓民国平澤市カルゴッ小学校とテグアン中学校と、浪打小学校、浪打中学校の児童・生徒が版画、絵画等の作品交流を行います。
- 中華人民共和国大連市の交流指定校（新甘井子小学校、松山小学校、第19中学校）と本市指定校（横内小学校、幸畑小学校、横内中学校）の児童生徒が、人的交流を行います。

大井基金活用事業（少年ものづくり・科学体験事業）

- 子どもたちが、自由な発想で楽しみながら創作活動（ものづくり）に取り組み、感動的で不思議な科学を体験することにより、創造性豊かで柔軟な思考力を育むことを目的として、ものづくり・サイエンス教室を実施します。

青森市子ども会育成振興事業（補助金）

- 青森市内子ども会相互の連絡提携と、健全なる子ども会の育成を図るために活動している青森市子ども会育成連絡協議会の活動を支援するため、補助金を交付します。

（２）青少年の自立と社会参加に向けた支援

三浦雄一郎チャレンジ賞表彰事業

- 名誉市民である三浦雄一郎氏のチャレンジ精神を本市の青少年に継承することにより、青少年の健全な育成を図り、もって市民が生涯にわたり自主的かつ積極的に何事にもチャレンジする気運の醸成に資することを目的として、表彰を実施します。

（３）子どものスポーツ・レクリエーション活動の促進

青森市文化スポーツ振興公社助成事業（補助金）（スポーツ事業）

- カブ・バンビ卓球大会、小・中学校カーリング大会、社会体育施設運営管理、合浦海水浴場運営管理、スポーツ少年団本部活動事業、スポ・レクニュース発行事業、氷上スポーツレクリエーション開催事業、歩くスキーの集い開催事業、学校スポーツ応援事業など、一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社が実施する各種スポーツ事業の事業費等を助成します。

第3節 子どもの居場所づくり

【青森市子ども総合プラン第2部第3章5(3)】

《子どもの居場所づくりの推進》

- ◆児童館、学校施設、市民センター、公民館、福祉館、認定こども園・幼稚園・保育所などを効果的に活用し、子どもの居場所づくりを推進します。
- ◆子どもの居場所づくりの推進に当たっては、他市の事例を参考にするとともに、子どもたちが自分の手で居場所をつくりあげていくことも視野に入れながら、子どもにとって居心地のいい居場所のあり方について検討します。
- ◆中心市街地における商業関係者や民間企業などとの連携を図り、中心商店街における子育て親子が気軽に集い、交流できる場として設置したつどいの広場「さんぽぽ」を活用し、中・高校生とのふれあいの体験の機会を設け、異世代との多様な交流を通し、子どもの自主的・主体的な活動を展開していきます。

《子どもの遊び場としての活用》

- ◆子ども支援センター、地域子育て支援センター、つどいの広場「さんぽぽ」は、子育て中の親子が自由に集い、利用者同士で子育て相談などの情報交換を楽しむ場であるとともに、子どもの遊び場としての機能も有していることから、引き続き周知に努め、利用を促進します。
- ◆市民センター、公民館、児童館・福祉館などの公共施設や民間商業施設にある遊び場などに関する情報をわかりやすく提供します。
- ◆市全域が特別豪雪地帯に指定されている本市にとって、雪は貴重な地域資源であることから、冬を楽しむイベントの開催やウィンタースポーツの活性化を推進するほか、冬期間に子どもたちが安全に遊ぶことができる環境について検討します。

《放課後子ども総合プランの推進》

- ◆全ての児童の放課後などにおける安全・安心な居場所を確保するため、「放課後子ども総合プラン」に基づき、小学校の余裕教室などを有効活用し、設置を希望する全ての小学校区への「放課後児童会」と「放課後子ども教室」の整備を目指します。
- ◆同プランの実施に当たっては、市長部局と教育委員会が相互に連携し、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動などの機会を提供するとともに、利用者のニーズに応じた開設時間や活動内容の充実、効果的な情報発信などに取り組みます。

《主要事業》

(1) 子どもの居場所づくりの推進

子どもの居場所のあり方の検討

- 児童館、学校施設、市民センター、公民館、福祉館、認定こども園・幼稚園・保育所などを効果的に活用し、子どもの居場所づくりを推進します。
- 子どもの居場所づくりについて、他市の事例を参考にするとともに、子どもたちが自分の手で居場所をつくりあげていくことも視野に入れながら、子どもにとって居心地のいい居場所のあり方について検討します。

つどいの広場活動事業

- 中心市街地における商業関係者や民間企業などとの連携を図り、中心商店街における子育て親子が気軽に集い、交流できる場として設置したつどいの広場「さんぼぼ」を活用し、中・高校生とのふれあいの体験の機会を設け、異世代との多様な交流を通し、子どもの自主的・主体的な活動を展開します。

(2) 子どもの遊び場としての活用

子ども支援センター活動事業

- 子ども支援センターは、子育て中の親子が自由に集い、利用者同士で子育て相談などの情報交換を楽しむ場であるとともに、子どもの遊び場としての機能も有していることから、引き続き周知に努め、利用を促進します。

地域子育て支援センター事業

- 地域子育て支援センターは、子育て中の親子が自由に集い、利用者同士で子育て相談などの情報交換を楽しむ場であるとともに、子どもの遊び場としての機能も有していることから、引き続き周知に努め、利用を促進します。

子どもの遊び場に関する情報提供

- 市民センター、公民館、児童館・福祉館などの公共施設や民間商業施設にある遊び場などに関する情報をわかりやすく提供します。

冬期間の遊び場の検討

- 冬期間に子どもたちが安全に遊ぶことができる環境について検討します。

(3) 放課後子ども総合プランの推進

放課後児童対策事業

- 保護者が就労等により日中家庭にいない小学校に就学している児童(6年生まで)を対象に、家庭の代わりとなる放課後の居場所を提供し、遊びを主とする集団生活を通じて、児童の健全育成を図ります。

青森市放課後子ども教室推進事業

- 次代を担う人材を育成するため、放課後や学校の休業日において、子どもたちの活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行います。

第4節 子どもの自主的な活動の促進

【青森市子ども総合プラン第2部第3章5(4)】

《子ども自身によるネットワークづくり》

- ◆子ども自身が自らのことを考え、自ら自立・交流・創造の機会を創出できるよう、子ども自身によるネットワークづくりについて検討します。
- ◆子ども会や各種少年団、ボーイスカウトなどの子どもが参加する団体への支援を図ります。

《子どもの活動に対する支援》

- ◆子どもを対象とした相談専門機関の周知を図るとともに、年齢の近い高校生・大学生などを含む地域の人材を活用した、子ども自身への相談体制を検討します。
- ◆子ども自身や子どもの活動を支援する指導者、ボランティアの育成、確保に努めます。

《高校生の活動期会の促進》

- ◆「青森市子ども会議」の活動における高校生委員の自主性やリーダーシップをさらに高めるとともに、「青森市子ども会議」以外の高校生の自主的な活動の促進について検討します。

《主要事業》

(1) 子ども自身によるネットワークづくり

子ども自身によるネットワークづくりの検討

- 子ども自身が自らのことを考え、自ら自立・交流・創造の機会を創出できるよう、子ども自身によるネットワークづくりについて検討します。

青森市子ども会育成振興事業（補助金）（再掲）

- 青森市内子ども会相互の連絡提携と、健全なる子ども会の育成を図るために活動している青森市子ども会育成連絡協議会の活動を支援するため、補助金を交付します。

青森市文化スポーツ振興公社助成事業（補助金）（スポーツ事業）（再掲）

- カブ・バンビ卓球大会、小・中学校カーリング大会、社会体育施設運営管理、合浦海水浴場運営管理、スポーツ少年団本部活動事業、スポ・レクニュース発行事業、氷上スポーツレクリエーション開催事業、歩くスキーの集い開催事業、学校スポーツ応援事業など、一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社が実施する各種スポーツ事業の事業費等を助成します。

（２）子どもの活動に対する支援

青森市子どもの権利擁護委員運営事業

- 子どもを対象とした相談専門機関の周知を図るとともに、年齢の近い高校生・大学生などを含む地域の人材を活用した、子ども自身への相談体制を検討します。

青森市放課後子ども教室推進事業（再掲）

- 放課後子ども教室等に活動プログラムの企画等を行うコーディネーターと、活動プログラムを実施する教育活動推進員を育成します。

スポーツ推進委員設置事業

- スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに、地域、職域等においてスポーツに関する指導、助言を行うスポーツ推進委員を設置し、スポーツの振興・普及を図ります。

（３）高校生の活動機会の促進

青森市子ども会議運営事業

- 「青森市子ども会議」の活動における高校生委員の自主性やリーダーシップをさらに高めるとともに、「青森市子ども会議」以外の高校生の自主的な活動の促進について検討します。

第5節 子どもの読書活動の推進

【青森市子ども総合プラン第2部第3章5(5)】

《家庭や地域社会などにおける子どもの読書活動の推進》

- ◆家庭・地域においては、児童館や放課後児童会、市民センターなどの子どもにとって身近な場所において、おはなし会や読み聞かせなどを実施します。
また、地域のかたがたとの協力や読書活動ボランティアとの連携による読書機会の充実を図るとともに、市民図書館の特別貸出や移動図書館の定期的な巡回により読書活動を支援します。
- ◆4 か月健康診査やマタニティセミナーにおける絵本の読み聞かせや子ども支援センターにおける「おはなし広場」、地域子育て支援センターにおける読み聞かせなどを通じ、家庭において親子が本に触れる機会を提供します。
- ◆学校においては、「全校一斉読書」「学校図書館読書感想文コンクール」などを通じて学校生活の中で本に親しむ機会を提供するとともに、これら学校での読書活動について、移動図書館訪問や図書館司書の派遣、さらには、読書活動ボランティアとの連携による支援を図ります。
また、特別支援学校への訪問おはなし会などを実施するとともに、認定こども園・幼稚園・保育所などに対し、情報提供・働きかけなどを行います。
- ◆市民図書館においては、乳幼児から中・高校生までの子どもの年齢層に応じた読書への誘い・きっかけづくりを行うとともに、障がい者用資料充実のための関係機関などとの連携を図ります。

《子どもの読書活動を進めるための読書環境の整備・充実》

- ◆家庭・地域においては、ブックリストや児童ライブラリーの広報紙などを通じて家庭における読書活動の重要性を啓発するほか、子ども支援センターなどでの絵本に触れる環境づくりや市民センターなどへの定期的な図書館司書の派遣により環境整備を行います。
また、市民図書館の貸出文庫や移動図書館訪問による読書環境の充実支援のほか、地域での読書活動を支えるための市民センターなどと学校、読書活動ボランティアとの連携を図ります。
- ◆学校においては、学校図書館の蔵書の整備・充実を図るとともに、蔵書情報のデータベース化と情報共有を進めるほか、読書活動ボランティアや図書館司書の協力のもと、学校図書館の充実を図ります。
また、認定こども園・幼稚園・保育所などについては、市民図書館の貸出文庫や特別貸出による支援とともに、読み聞かせ講習会などの研修機会を提供します。
- ◆市民図書館においては、乳幼児や小学生向けの児童書及び中・高校生向けのヤングアダルト資料の整備・充実を図り、子どもの読書を後押しする空間づくりを行うほか、デジ書資料の整備など障がいのある子どもへの支援の充実を図るとともに、専門職員（司書）の充実と職員のスキルアップに取り組みます。

《子どもの読書活動を進めるための連携・交流と広報活動の推進》

- ◆学校、公共図書館、地域を結ぶ読書懇話会の開催などネットワークづくりを行うほか、読書活動を支えるボランティアの育成・支援を行うとともに、関係機関との連携・協力に向けたコーディネートを行います。
また、「子ども読書の日」など各種記念行事を通じた啓発や児童ライブラリーの広報紙、市民図書館ホームページなどを用いた読書活動に関する情報発信を行うとともに、対象年齢に応じた各種ブックリストによる図書の紹介を行います。

《主要事業》

(1) 家庭や地域社会などにおける子どもの読書機会の推進

児童館児童活動事業

- 児童館において、おはなし会や読み聞かせを実施します。

放課後児童対策事業（再掲）

- 放課後児童会において、おはなし会や読み聞かせを実施します。

心はぐくむブックスタート事業

- 育児の孤立化を防ぎ安心して育児ができるよう、乳児期から絵本を通じて親子の絆を深めこころの健康づくりを図り、安心して子育てできるようにします。

子ども支援センター活動事業（再掲）

- 「おはなし広場」を開催します。

地域子育て支援センター事業（再掲）

- 地域子育て支援センターにおいて、おはなし会や読み聞かせを実施します。

(2) 子どもの読書活動を進めるための読書環境の整備・充実

館外貸出運営事業

- 市内 11 か所の市民センター及び浪岡中央公民館配本所への配本、貸出文庫及び図書館を直接利用しにくい小学校への配本、また、これらの施設から離れている地域への移動図書館の巡回により、市民図書館を核とした地域における図書館サービスの充実を図ります。

読書活動推進事業

- 市民センターおよび小学校への司書の派遣を実施し、読書団体・学校・ボランティアとの連携・協力を図るなど、子どもの読書活動に重点を置きながら、地域における読書活動の推進事業を実施します。

図書資料整備事業

- 市民の多様なニーズに対応しつつ、個人や地域の課題解決に役立ち、郷土への愛着を深める図書館資料を充実させます。
- 収集した資料の活用を拡大するため、展示等を工夫し読書活動を推進する事業の充実を図ります。

(3) 子どもの読書活動を進めるための連携・交流と広報活動の推進

読書活動推進事業 (再掲)

- 市民センターおよび小学校への司書の派遣を実施し、読書団体・学校・ボランティアとの連携・協力を図るなど、子どもの読書活動に重点を置きながら、地域における読書活動の推進事業を実施します。

図書資料整備事業 (再掲)

- 市民の多様なニーズに対応しつつ、個人や地域の課題解決に役立ち、郷土への愛着を深める図書館資料を充実させます。
- 収集した資料の活用を拡大するため、展示等を工夫し読書活動を推進する事業の充実を図ります。

第6節 子どもの意見表明・参加の促進

【青森市子ども総合プラン第2部第1章2(1)】

《子どもに関わる施策の推進への子ども自身の参加》

- ◆子どもに関わる施策の推進に直接子ども自身が参加できるように、本市の附属機関である「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」をはじめ、本市の附属機関などと連携し、子どもに関する施策を審議する際に、「青森市子ども会議」の参加を促すなど、活動の場を増やします。
- ◆「青森市子ども会議」の活動に当たっては、子どもたちの自主性をより尊重した活動を展開していきます。
また、「青森市子ども会議」の自主的な活動を支援するため、子どもの主体的な力を引き出すことができるよう、相談や助言ができる若い世代を中心とした「子どもサポーター」の育成に努めます。

《子どもの意見表明・参加機会の充実》

- ◆「青森市子ども会議」や児童館で行われている「子どもさみっと」など、地域などにおいて行われている子どもたちの意見表明の場に関する情報を集約するとともに広く情報発信し、子どもの参加の機会の充実に努めます。
- ◆子どもが利用する施設の運営や子ども会、地域の行事、ボランティア活動など、多様な場で子どもたちが意見表明・参加できるように支援していきます。
- ◆学校においては、子どもの発達段階に応じて特別活動、特に、児童会・生徒会活動、学級活動などを活用して子どもの意見表明能力、コミュニケーション能力の向上を図ります。

《主要事業》

(1) 子どもに関わる施策の推進への子ども自身の参加

青森市子ども会議運営事業（再掲）

- 青森市子どもの権利条例の規定に基づき、市政等について、子どもが意見を表明し参加する場として青森市子ども会議を設置し運営します。
- 子どもに関わる施策の推進に直接子ども自身が参加できるように、本市の附属機関である「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」をはじめ、本市の附属機関などと連携し、子どもに関する施策を審議する際に、「青森市子ども会議」の参加を促すなど、活動の場を増やします。

- 「青森市子ども会議」の自主的な活動を支援するため、子どもの主体的な力を引き出すことができるよう、相談や助言ができる若い世代を中心とした「子どもサポーター」の育成に努めます。

(2) 子どもの意見表明・参加の機会の充実

子どもの権利普及啓発事業

- 「青森市子ども会議」や児童館で行われている「子どもさみっと」など、地域などにおいて行われている子どもたちの意見表明の場に関する情報を集約するとともに広く情報発信し、子どもの参加の機会の充実に努めます。
- 子どもが利用する施設の運営や子ども会、地域の行事、ボランティア活動など、多様な場で子どもたちが意見表明・参加できるよう支援します。

学校における子どもの意見表明能力等の向上

- 学校において、子どもの発達段階に応じて特別活動、特に、児童会・生徒会活動、学級活動などを活用して子どもの意見表明能力、コミュニケーション能力の向上を図ります。

施策の方向

(保護者への支援)

第12条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

第1節 乳幼児期の教育・保育の充実

【青森市子ども総合プラン第2部第2章2(1)(2)(3)】

《乳幼児期の教育・保育の充実》

- ◆「青森市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認定こども園・幼稚園・保育所などにおける教育・保育や延長保育事業、一時預かり事業、病児一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などの地域子ども・子育て支援事業について、利用希望の量の見込みに応じた提供体制を確保するとともに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施します。

《待機児童の発生防止》

- ◆待機児童が発生しないよう、「青森市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育の量の見込みに対応した提供体制を確保します。
- ◆このため、国の待機児童解消加速化プランによる支援を活用しながら、乳幼児期の教育・保育施設の整備を進めます。

《乳幼児期の教育・保育の質的向上》

- ◆保護者が安心して認定こども園・幼稚園・保育所などに子どもを預けることができる環境づくりを推進するため、保育教諭・幼稚園教諭・保育士など※2の配置状況や保育状況、給食状況、安全管理などを定期的に点検するなど、認定こども園・幼稚園・保育所などの適正な管理に努めます。
- ◆行政と認定こども園・幼稚園・保育所などとの意見交換の機会や認定こども園・幼稚園・保育所などによる交流機会の充実を図るほか、認定こども園・幼稚園・保育所などに対し、公正中立な第三者機関による専門的評価の実施を促進するなど、教育・保育の質の向上を図ります。
- ◆保育教諭・幼稚園教諭・保育士などを対象とした研修を実施するとともに、より多くの保育教諭・幼稚園教諭・保育士などが参加できるように研修内容の充実や開催時間などの工夫を図ります。

《主要事業》

(1) 乳幼児期の教育・保育の充実

一時預かり事業

- 育児疲れ、急病、短時間勤務など一時的な保育に対する需要に対応するため保育所・認定こども園等が自主的に一時的な保育に取り組む場合、また幼稚園・認定こども園が幼稚園在園児を対象に行う幼稚園型一時預かり事業に取り組む場合に補助を行います。

延長保育推進事業

- 延長保育に対する需要に対応するため、保育所等が自主的に延長保育に取り組む場合に補助を行います。

病児一時保育事業

- 保護者が就労している等の理由により、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合において、病気の児童を一時的に保育することで、児童の福祉向上と保護者の子育てと就労の両立を支援します。

ファミリー・サポート・センター事業

- 育児に関する援助を受けたい人と援助を行いたい人を組織化し、会員同士が相互援助活動を行うことにより、保護者の子育てと就労の両方を支援します。

認可外保育施設事業（補助金）

- 認可外保育施設設置者に対し補助金を交付し、保護者の多様な保育ニーズに対応した保育サービスの提供を図ります。

(2) 待機児童の発生防止

児童福祉施設整備費補助金交付事務（補助金）

- 市が必要と認める児童福祉施設（保育所等）の整備に係る経費の一部について補助金を交付することにより、児童福祉施設の整備の促進を図ります。

(3) 乳幼児期の教育・保育の質的向上

産休等代替職員任用事業

- 産休又は病休に係る職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、保育所等における教育・保育の質の向上をはかるため、出産又は傷病のため長期間にわたって継続する休暇を要する場合に、その職員の職務を行わせるための代替職員を臨時的に雇用する保育所等に対し補助を行います。

保育士資格取得支援事業

- 子ども・子育て支援新制度の開始に伴い幼保連携型認定こども園で働く「保育教諭」の確保を図るため、幼保連携型認定こども園に対し、幼保連携型認定こども園に勤務し、幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有しない者が保育士資格を取得する際に、保育士資格を取得するために必要な受講料、資格取得職員の代替職員の雇上費の一部について補助を行います。

幼稚園教諭免許状取得支援事業

- 子ども・子育て支援新制度の開始に伴い幼保連携型認定こども園で働く「保育教諭」の確保を図るため、幼保連携型認定こども園に対し、幼保連携型認定こども園に勤務し、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者が幼稚園教諭免許状を取得する際に、幼稚園教諭免許状を取得するために必要な受講料、資格取得職員の代替職員の雇上費の一部について補助を行います。

民間託児施設実地調査事業

- 児童福祉法の規定に基づき、児童の安全確保、処遇及び保育の質の維持・向上のため、民間託児施設（認可外保育施設等）に対し運営状況を報告させ、実地調査・指導を行います。

特定教育・保育施設等指導監査事業

- 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等に対し、法令、条例に定める確認基準及び各種通知等の遵守並びに給付費の請求に関する事項について周知徹底させるとともに、給付費の過誤・不正の防止を図るため、法に基づく指導監査を実施します。

子ども支援センター活動事業（再掲）

- 子育てに関する相談や情報提供、青森市子育てひろばの開催など、子育て家庭に対する育児支援の充実と共に、認定子ども園、幼稚園、保育所を対象とした研修会開催など、教育・保育サービスの質の維持・向上を図ります。
- 認定こども園・幼稚園・保育所などに対し、公正中立な第三者機関による専門的評価の実施を促進するなど、教育・保育の質の向上を図ります。

私立幼稚園研究支援事業（補助金）

- 市内私立幼稚園が加入している「青森市私立幼稚園協会」が行う、教職員研修会等の幼児教育研究事業に対する経費の一部を助成します。

第2節 子育ての経済的負担の軽減

【青森市子ども総合プラン第2部第2章2(4)】

《子育ての経済的負担の軽減》

- ◆子育ての経済的負担を軽減するため、認定こども園・幼稚園・保育所などの保育料軽減対策を継続するほか、国の制度に基づく各種手当などを適切に支給します。
- ◆低所得で生活が困難な保護者に対し、保育料以外に支払う日用品や文房具などの購入に要する費用や行事に参加する費用などの軽減を図ります。

《主要事業》

(1) 子育ての経済的負担の軽減

保育料軽減事業

- 国が定める教育・保育施設等の徴収金(保育料)基準額をそのまま市の保育料として設定した場合、保護者の負担が非常に大きくなるため、子育て支援の一環として、保育料の負担軽減を行います。

私立幼稚園運営支援事業(補助金)

- 市内に所在する私立幼稚園の設置者に対し、運営費の一部を補助します。

すくすく子育て支援費補助事業(補助金)

- 私立幼稚園(施設型給付費の支給に係る確認を受けた施設を除く)に通う第3子以降の子に係る保育料の一部を、保護者の所得状況に応じて補助します。

幼稚園就園奨励費助成事業(補助金)

- 保護者の市町村民税の課税状況に応じて、幼稚園(施設型給付費の支給に係る確認を受けた施設を除く)の就園に係る入園料及び保育料の一部を補助します。

児童手当支給事業

- 国の制度に基づき、児童手当等を適切に支給します。

市営バス子ども無料乗車事業

- 市が小学生以下児童の利用者にかわって乗車料金相当額を負担し、小学生以下児童に係る乗車料金を無料とすることで、保護者の経済的な負担の軽減を図ります。

実費徴収額補足給付事業（補助金）

- 子ども・子育て支援法に規定する支給認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合について、当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助します。

第3節 地域全体で子育てを支える環境づくり

【青森市子ども総合プラン第2部第2章3(1)(2)】

《子育て支援のネットワークづくり》

- ◆子育て家庭が不安や悩み、孤立感を抱えることがないように、すべての子育て家庭を支えるため、子ども支援センターと地域子育て支援センターが中心となり、認定こども園・幼稚園・保育所などとの地域のネットワークの構築を進め、地域全体で子育てを支援します。
- ◆地域のネットワークの構築を進めるため、子育て情報も含めた地域福祉に関わる情報について、地区社会福祉協議会ごとにまとめた「地区カルテ」を作成し、子育て応援隊や小・中学校、PTA、町（内）会や民生委員・児童委員、主任児童委員など地域関係者と課題や地域資源などを共有するとともに、各地区での支援につなげていきます。
- ◆地域住民が自分の活動できる分野ごとに地域福祉を支えるサポーターとして登録し、地域福祉関係者の要請に応じて支援を実施する「地域福祉サポーター制度」を創設し、地域の子育てをボランティアとして支える「子育て応援隊」についても本制度に位置付け、子育てサークルや団体との連携を積極的に進めるなど活動内容の充実を図ります。

《子育て親子の相談、交流の場の提供》

- ◆子育てに対する不安や悩みを軽減するため、子ども支援センターや地域子育て支援センターなどにおける各種講座の開催内容や提供する子育て情報のほか、子育てに関する相談体制の充実を図ります。
- ◆就学前の親子を対象に親子のふれあいの場を提供する「子育てひろば」について、その内容の充実を図るとともに、より身近な地域での開催の促進を図ります。
- ◆保護者が自信と喜びを感じながら、ゆとりを持って子育てができるよう、子ども支援センター、地域子育て支援センター、つどいの広場「さんぼぼ」をはじめ、地域における「子育てひろば」や認定こども園・幼稚園・保育所などを活用し、子育て中の親同士の交流や学びあいの場を提供するなど、親としての成長を支援します。

《情報提供の充実》

- ◆保護者が子育て支援サービスに関する情報を必要な時に気軽に入手できるよう、インターネット環境による情報提供の充実について検討します。

《相談者の希望に沿った支援》

- ◆子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子育てに関する相談、情報提供、訪問による支援などを行うとともに、日常的に地域の様々な関係機関とネットワークを構築し、個別事例に対応した問題解決のためのケース会議を開催するなど、相談者の希望に沿った支援を実施します。

《主要事業》

(1) 子育て支援のネットワークづくり

子ども支援センター活動事業（再掲）

- 子育て家庭が不安や悩み、孤立感を抱えることがないよう、すべての子育て家庭を支えるため、子ども支援センターと地域子育て支援センターが中心となり、認定こども園・幼稚園・保育所などとの地域のネットワークの構築を進め、地域全体で子育てを支援します。

地域子育て支援センター事業（再掲）

- 子育て家庭が不安や悩み、孤立感を抱えることがないよう、すべての子育て家庭を支えるため、子ども支援センターと地域子育て支援センターが中心となり、認定こども園・幼稚園・保育所などとの地域のネットワークの構築を進め、地域全体で子育てを支援します。

地域福祉計画推進事業

- 地域福祉を今後より一層推進するため、「青森市地域福祉計画」に基づき下記の重点事業を実施します。

【計画に基づく重点事業】

- ①地域共助ネットワークの構築
- ②地区カルテの整備
- ③ボランティアポイント制度・地域福祉サポーター登録制度の創設
- ④地域支え合い推進員の配置
- ⑤ボランティアセンターの運営強化

(2) 子育て親子の相談交流の場の提供

子ども支援センター活動事業 (再掲)

- 子育てに関する相談や情報提供、青森市子育てひろばの開催など、子育て家庭に対する育児支援の充実と共に、認定子ども園、幼稚園、保育所を対象とした研修会開催など、教育・保育サービスの質の維持・向上を図ります。

地域子育て支援センター事業 (再掲)

- 家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対応するため、子育てに関する相談や情報提供などの子育て家庭に対する育児支援を行い、更なる子育て支援の充実を図ります。

つどいの広場活動事業 (再掲)

- 子育てに不安や悩みを抱える親などが気軽に集い、親子同士の交流により子育てへの負担感や育児不安の解消を図るとともに、子育て講座などを開催し、次世代の育成支援に努めます。

(3) 情報提供の充実

子育てに関する情報提供の充実の検討

- 保護者が子育て支援サービスに関する情報を必要な時に気軽に入手できるよう、インターネット環境による情報提供の充実について検討します。

(4) 相談者の希望に沿った支援

利用者支援事業

- 子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子育てに関する相談、情報提供、訪問による支援などを行うとともに、日常的に地域の様々な関係機関とネットワークを構築し、個別事例に対応した問題解決のためのケース会議を開催するなど、相談者の希望に沿った支援を実施します。

第4節 障がいのある子どもなどへの支援の充実

【青森市子ども総合プラン第2部第4章1(1)】

《障がいの早期発見》

- ◆乳幼児健診や精神発達精密健康診査、保健師による訪問指導などを通じて、障がいの原因となりうる疾病などの予防及び早期治療や障がいの早期発見を推進します。

《各種手当の支給などによる経済的支援》

- ◆心身障がいのある子どもや難病の子どもへの福祉手当の支給のほか、重度の障がいのある子どもなどに対する各種手当の支給や医療費の助成を引き続き行います。

《情報提供体制の充実》

- ◆障がいのある子どもやその家族に対する情報提供として、「広報あおもり」や市ホームページへの掲載、各種福祉制度を紹介したガイドブックなどの作成・配布のほか、「広報あおもり」・「あおもり市議会だより」の点字版の配布や「ガイドブック音声版」の音声による情報提供など障がいの特性に配慮した情報提供に努めます。

《養育・教育・相談支援体制の充実》

- ◆障がいのある子どもや家族が地域で安心して生活できるよう、教育研修センターや子ども支援センター、地域子育て支援センター、認定こども園・幼稚園・保育所などにおいて子育て相談を行うほか、児童相談所や発達障害者支援センター、特別支援学校、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携を強化し、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた療育体制の充実を図ります。
- ◆障がいのあるかたやその家族のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供することができるよう、相談支援事業所、サービス提供事業所、医療機関などの関係機関と連携し、地域において障がいのあるかたからの相談に対応するなどサービスの向上に努めます。

《ライフステージに応じた切れ目のない支援》

- ◆障がいの早期発見、早期療育を行うとともに、発達障がいや情緒障がいなど障がいのある子どもや家族のニーズを把握し、専門相談機関や学校、施設など、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携のもと、ライフステージに応じた日常生活上の支援、集団生活への適応訓練、保育や教育の実施、放課後などの居場所づくりなど、成長段階に応じた相談・支援により、生涯を通じた切れ目のない総合的なサービスの提供に努めます。
- ◆障がいのある子どもについて、保健・医療・福祉、教育、就労などの関係機関との連携によるライフステージに応じた障がい児相談支援の提供体制の整備・充実に努めます。

《障がい児保育の実施》

- ◆障がい児保育の実施にあたっては、集団保育が可能な障がいのある子どもを対象に、障がいのある子どもの特性などに十分配慮しながら保育を行うとともに、受け入れる認定こども園・幼稚園・保育所などに対する支援を継続します。

《放課後児童会などへの障がいのある子どもの受け入れ》

- ◆対象となる子どもの状況やその家族のニーズを見極めながら、放課後児童会、放課後デイサービス、日中一時支援事業など適切な受け入れを行います。

《未熟児や小児慢性特定疾病にり患している子どもへの支援》

- ◆未熟児や小児慢性特定疾病にり患している子どもの健全な育成を支援するため、国と連携しながら経済的負担の軽減を継続するほか、小児慢性特定疾病の治療研究を推進し、医療の確立と普及を図ります。

《主要事業》

(1) 障がいの早期発見

4 か月/7 か月/1 歳 6 か月/3 歳児健康診査事業

- 4 か月児/7 か月児/1 歳 6 か月児/3 歳児の心身の異常や発達の遅れなどの早期発見・早期治療を図るため、医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などによる健康診査を実施します。

各種予防接種事業

- 乳幼児への急性灰白髄炎（ポリオ）の感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 乳児の結核感染及び重症化を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 乳幼児の麻疹（はしか）及び風疹（3 日はしか）の感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 児童等の百日せき、ジフテリア、破傷風及びポリオの感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 幼児・児童の日本脳炎感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染による子宮頸がんの発生を防止します。
- 乳幼児の髄膜炎の原因となるウイルス等への感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 乳幼児の髄膜炎の原因となるウイルス等への感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 乳幼児の水痘（水ぼうそう）の感染を予防し、発生及びまん延を防止します。

(2) 各種手当の支給などによる経済的支援

特別障害者手当等支給事業（障害児福祉手当）

- 20歳未満で精神または身体に障がいがあり日常生活において常時介護を要する身体障害者手帳1級程度及び特別児童扶養手当1級、愛護手帳「A」程度の障がいのうち最重度の在宅障がい児に対し、障害児福祉手当を支給します。

障害者バス料金無料化対策事業

- 障がいのある方の生活圏の拡大、社会参加意欲の向上、地域における自立した生活の促進を図るため、バスを無料で利用できる「福祉乗車証」を交付します。

重度心身障害者異動支援（タクシー券等）対策事業

- 外出困難な重度の障がい者に対し、生活行動範囲の拡大や社会参加の促進を図るため、タクシー(または移送サービス)の利用に係る費用の一部助成、または自家用車への給油に係る費用の一部を助成します。

移送サービス事業

- 身体障がいのある方や難病にり患している方等で日常の外出において車椅子を使用している方を対象に、車椅子リフト付車両を運行し、障がいのある方の社会参加の促進を図ります。

特別児童扶養手当受付等事務

- 心身に重度又は中度の障がいがある20歳未満の児童を養育している父または母、または父母に代わり児童を養育している方に対し、特別児童扶養手当を支給するため、市が認定請求及び各種届出を受付し、確認・審査した後、支給機関である県へ進達します。

重度心身障害者医療費助成事業

- 重度心身障がい者の医療費にかかる経済的負担を軽減し、適正な受診の向上を図るため、重度心身障がい者にかかる医療費の助成を行います。

(3) 情報提供体制の充実

視覚障害者広報事業

- 視覚障がい者等に対し、市政に関する情報等を点字版やカセットテープ版・CD版で送付します。

議会広報事業

- 点字版市議会だよりを発行します。
- テープ版・CD版市議会だよりを発行します。

視覚障害者福祉対策ガイドブック音声版製作事業

- 障がい者手帳所持者に対し、福祉施策の周知を図るため『ガイドブック』を配布していますが、ガイドブックの記載内容をカセットテープ及びCDに録音し、視覚障がい者に配布、貸し出します。

視覚障害者福祉対策点字シール作製事業

- 本市から視覚障がい者に対し発送する封筒等に点字シール（課名、内線番号）を作成し貼付することにより行政連絡を確実にし、周知を図ります。

(4) 療育・教育・相談支援体制の充実

障害児等療育支援事業

- 障がい児等が、地域で安心して暮らしていけるよう、本人や家族へ専門的な相談・支援（訪問・外来）を行い地域生活の充実を図ります。

療育相談事業

- 身体等に障がいのある児童及び機能障がいを生ずる恐れのある児童に対して、医師による診察・相談、保健師・栄養士による専門相談を行い、異常の早期発見、適切な専門医療機関・専門療育機関の紹介、必要な情報の提供等により、不安の軽減を図り、児童の健全な育成に寄与します。

養育支援事業

- 子どもの成長に不安や悩み、ストレスを感じている家庭に対し、家庭訪問による育児支援を行ったり、発達に心配のある児童を有する保育所に対しては、巡回指導を実施し、保育士及び支援専門員等による指導、助言を行いながら、当該家庭の適切な養育実施を確保します。
- 子ども支援センターやつどいの広場における子育て相談体制の実施により、子育てに対する不安や悩みの軽減を図りながら、発達障がいの早期発見、早期療育を図ります。

利用者支援事業（再掲）

- 子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、子育て等に関する相談、情報収集・提供、訪問による支援を行い、継続的に支援する「利用者支援」と、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行う「地域連携」を一体的に実施します。

計画相談支援事業

- 障がいのある方が適切な障害福祉サービス等を利用するため、「サービス等利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

地域相談支援事業

- 施設入所者や精神科病院に入院している障がい者が、地域に移行するための便宜供与及び地域に定着することにより、安心して自立した生活を送れることになることにつながることから、住居の確保や地域移行のサービス事業者等への同行支援など行う地域移行支援サービス及び地域への定着後における緊急訪問などを行う地域定着支援サービスを実施した場合に介護給付費を支給します。

障害者相談支援事業

- 障がい者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障がい者等の相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援や必要な情報提供、助言等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

身体障害者・知的障害者相談員設置事業

- 身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置し、相談員に寄せられる相談内容や相談件数を取りまとめることにより、障がいのある方が抱える問題や悩みなど、本市における障のある方を取り巻く現状を把握してより良い福祉施策の展開に反映します。

障害児相談支援事業

- 障がいのある児童が適切な障害児通所支援を利用できるよう、指定障害児相談支援事業者が「障害児支援利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

(5) ライフステージに応じた切れ目のない支援

4か月/7か月/1歳6か月/3歳児健康診査事業（再掲）

- 4か月児/7か月児/1歳6か月児/3歳児の心身の異常や発達の遅れなどの早期発見・早期治療を図るため、医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などによる健康診査を実施します。

各種予防接種事業（再掲）

- 乳幼児への急性灰白髄炎（ポリオ）の感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 乳児の結核感染及び重症化を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 乳幼児の麻疹（はしか）及び風疹（3日はしか）の感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 児童等の百日せき、ジフテリア、破傷風及びポリオの感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 幼児・児童の日本脳炎感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染による子宮頸がんの発生を防止します。
- 乳幼児の髄膜炎の原因となるウイルス等への感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 乳幼児の髄膜炎の原因となるウイルス等への感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 乳幼児の水痘（水ぼうそう）の感染を予防し、発生及びまん延を防止します。

障害児等療育支援事業（再掲）

- 障がい児等が、地域で安心して暮らしていけるよう、本人や家族へ専門的な相談・支援（訪問・外来）を行い地域生活の充実を図ります。

療育相談事業（再掲）

- 身体等に障がいのある児童及び機能障がいを生ずる恐れのある児童に対して、医師による診察・相談、保健師・栄養士による専門相談を行い、異常の早期発見、適切な専門医療機関・専門療育機関の紹介、必要な情報の提供等により、不安の軽減を図り、児童の健全な育成に寄与します。

養育支援事業（再掲）

- 子どもの成長に不安や悩み、ストレスを感じている家庭に対し、家庭訪問による育児支援を行ったり、発達に心配のある児童を有する保育所に対しては、巡回指導を実施し、保育士及び支援専門員等による指導、助言を行いながら、当該家庭の適切な養育実施を確保します。
- 子ども支援センターやつどいの広場における子育て相談体制の実施により、子育てに対する不安や悩みの軽減を図りながら、発達障がいの早期発見、早期療育を図ります。

利用者支援事業（再掲）

- 子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、子育て等に関する相談、情報収集・提供、訪問による支援を行い、継続的に支援する「利用者支援」と、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行う「地域連携」を一体的に実施します。

計画相談支援事業（再掲）

- 障がいのある方が適切な障害福祉サービス等を利用するため、「サービス等利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

地域相談支援事業（再掲）

- 施設入所者や精神科病院に入院している障がい者が、地域に移行するための便宜供与及び地域に定着することにより、安心して自立した生活を送れることになることにつながることから、住居の確保や地域移行のサービス事業者等への同行支援など行う地域移行支援サービス及び地域への定着後における緊急訪問などを行う地域定着支援サービスを実施した場合に介護給付費を支給します。

障害者相談支援事業（再掲）

- 障がい者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障がい者等の相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援や必要な情報提供、助言等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

身体障害者・知的障害者相談員設置事業（再掲）

- 身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置し、相談員に寄せられる相談内容や相談件数を取りまとめることにより、障がいのある方が抱える問題や悩みなど、本市における障のある方を取り巻く現状を把握してより良い福祉施策の展開に反映します。

障害児相談支援事業（再掲）

- 障がいのある児童が適切な障害児通所支援を利用できるよう、指定障害児相談支援事業者が「障害児支援利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

（6）障がい児保育の実施

障がい児保育事業

- 保育所等に入所している中程度の障がい児の特性等を考慮した保育等を行うため、受け入れ体制の整備に係る経費の助成を行います。
- 障がい児(障がい児保育及びふれあい保育事業対象児童)を4人以上受入れている保育所等に対して補助を行うことで、障がい児保育の推進を図ります。

ふれあい保育事業

- 保育所等に入所している軽度の障がい児の特性等を考慮した保育等を行うため、受け入れ体制の整備に係る経費の助成を行います。

(7) 放課後児童会などへの障がいのある子どもの受け入れ

障害児通所支援事業

- 児童発達支援：就学していない障がいのある児童に対して、児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
- 医療型児童発達支援：上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童や重度の肢体不自由と知的障がいのある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の施設で、児童発達支援及び治療等を行います。
- 放課後等デイサービス：就学している障がいのある児童に対して、授業の終了後又は休業日に放課後等デイサービス等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進や活動場所の提供等を行います。
- 保育所等訪問支援：保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児に対して、その施設を訪問し、その施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援や施設への指導等を行います。

日中一時支援事業

- 障がいのある方や難病にり患している方等に対して、一時的な活動の場を提供することで、介護者の就労支援および介護負担の軽減を図ります。

短期入所事業

- 障がいのある方や難病にり患している方等に対して、家族が疾病等により一時的に本人の介護ができない時、短期間入所する場を提供し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

放課後児童対策事業（再掲）

- 集団活動が可能な障がいのある子どもについて、放課後児童会で受け入れます。

(8) 未熟児や小児慢性特定疾病にり患している子どもへの支援

小児慢性特定疾病児手帳交付事業

- 小児慢性特定疾病児童は、治療や症状が特殊であることと、長期にわたることにより日常生活において支障をきたしやすく、かつ急変時には医療機関等での適切な対応が受けられる環境づくりが必要であることから、受診環境の向上のため、個別の症状等を記載した手帳を交付します。

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

- 小児慢性特定疾病にり患している児童で、在宅生活に著しく障がいのある児童に対し、日常生活用具（便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー(吸入器)、パルスオキシメーター、ストーマ装具(畜便袋、畜尿袋)、人工鼻)の給付を行います。

小児慢性特定病医療費支給事業

- 小児慢性特定疾病審査会による審査を経て、本事業の対象者と認定された児童が、指定小児慢性特定疾病医療機関において治療を受けた場合、その治療に要した医療費の自己負担分の一部を助成します。

未熟児養育医療給付事業

- 本事業の対象として決定を受けた未熟児が、指定医療機関において治療を受けた場合、その治療に要した医療費の自己負担分の一部を助成します。

第5節 ひとり親家庭などへの支援の充実

【青森市子ども総合プラン第2部第4章2(1)(2)】

《情報提供・相談体制の強化》

- ◆ひとり親家庭などの自立に向けて、就業や子育て、養育費など幅広い分野にわたる相談に適切に対応できるよう体制を充実させるとともに、関係機関、関係団体などと連携して様々な支援事業の情報を的確に周知するなど、支援事業の利用促進を図ります。
- ◆ひとり親家庭の相談に応じ、自立に向けた情報提供などを行う「母子・父子自立支援員」のスキルアップを図るとともに、支援内容の充実を図ります。

《就業支援の充実》

- ◆ひとり親家庭などが経済的に自立した生活を送ることができるよう、正規雇用や所得向上などにつながる資格や技術の習得のための講習会の実施など、関係機関、関係団体などと連携し、就業支援を行います。
- ◆ひとり親家庭などの自立と生活の安定・向上を図るため、就職や転職に向けた可能性を広げることができるよう、ひとり親家庭などの親と子どもの学び直しを支援します。

《経済的支援の推進》

- ◆ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進のため、引き続き児童扶養手当の支給や福祉資金貸付を実施し、経済的支援を行います。

《すみれ寮における支援の充実》

- ◆母子生活支援施設「すみれ寮」の入所者に対する自立促進のため、指定管理者との連携を密にし、入所者が相談しやすい環境を整備するなど、支援の充実を図ります。
- ◆県女性相談所と連携し、必要に応じてDV被害者及びその子どもを一時保護します。
- ◆未熟児や小児慢性特定疾病にり患している子どもの健全な育成を支援するため、国と連携しながら経済的負担の軽減を継続するほか、小児慢性特定疾病の治療研究を推進し、医療の確立と普及を図ります。

《主要事業》

(1) 情報提供・相談体制の強化

ひとり親家庭等自立支援対策事業

- ひとり親家庭等の方が抱えている様々な悩みなどに対応するため、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに母子・父子自立支援員を配置し、自立に向けた生活全般や就職等に関する相談や情報提供を行います。

(2) 就業支援の充実

ひとり親家庭等日常生活支援事業

- ひとり親家庭等の方が、修学や疾病などにより、一時的に家事援助や保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣します。

ひとり親家庭等就業自立支援事業

- ひとり親家庭の母、父や寡婦に対し、就業に関する各種相談や自立支援プログラムの作成を行い、ハローワークと連携をとりながら、就業の促進を図ります。
- ひとり親家庭の母、父や寡婦を対象に、就業につながる可能性の高い資格及び技術を習得するための講習会を開催するほか、他機関が開催するセミナーや起業相談等の情報提供を行います。
- 講習会の修了者等の求職活動を支援するため、ひとり親家庭の母、父や寡婦の希望する雇用条件を登録し、ハローワークと連携して求人情報を提供します。
- 母子・父子自立支援員による生活相談や弁護士による子どもの養育等に関する法律相談等を実施します。
- ひとり親家庭の母、父の職業能力開発を支援するため、雇用保険法に定める教育訓練給付金の受給資格を有していないかたを対象に、指定教育講座を修了した場合に経費の60%（4千円以上200千円以下）を支給します。
- ひとり親家庭の母、父の経済的自立に有効な一定の資格取得を促進するため、修業期間中に高等職業訓練促進給付金（月額上限100千円）、修了後に高等職業訓練修了支援給付金(上限50千円)を支給し、修業中における生活の不安解消を図ります。
- ひとり親家庭の親や子どもの学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験講座の受講費用の6割(上限150千円)を支給し、進学や有利な就職につなげます。

(3) 経済的支援の推進

母子福祉資金貸付事業

- 母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付を行います。

寡婦福祉資金貸付事業

- 寡婦の方等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、各種資金の貸付を行います。

父子福祉資金貸付事業

- 父子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付を行います。

児童扶養手当支給事業

- 父親または母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図るために児童扶養手当を支給します。

ひとり親家庭等医療費助成事業

- ひとり親家庭等は経済的な自立が困難なケースが多いことから、経済的に安心して医療機関等を受診できるよう、ひとり親家庭等の父・母及び児童にかかる医療費の助成を行います。

(4) すみれ寮における支援の充実

すみれ寮入所事務

- 配偶者のない女子、又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、個々の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活、児童の教育などについて相談・助言を行うなどの支援を行い自立を促進します。

第6節 貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援

【青森市子ども総合プラン第2部第4章4(1)(2)】

《子どもの貧困対策の推進》

- ◆家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが、能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、学習の支援だけでなく、日常的な生活支援や、仲間との出会いや活動ができる居場所づくりなどにつながる支援を行います。
- ◆複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談などの支援を行います。
- ◆専門的・継続的な生活指導などの支援を必要としている母子家庭の母などに対し、母子生活支援施設「すみれ寮」を活用しながら生活を支援します。
- ◆児童扶養手当の支給や母子父子福祉資金の貸付をはじめ、就学援助や各種奨学金制度の利用を促進するなど、引き続き経済的な支援を行います。
- ◆国、県の情報や他都市の事例を参考にしながら、本市における子どもの貧困の実態の把握に努めます。

《社会的養護を必要とする子どもへの支援》

- ◆県が実施する社会的養護により育った子どもの地域生活を支援する体制整備に協力するとともに、里親制度の周知や理解促進を図ります。

《性的マイノリティへの配慮》

- ◆性的マイノリティについて相談に応じるとともに、人権の尊重と多様性について市民の理解を促進します。

《その他様々な事情により育児が困難な保護者とその子どもへの支援》

- ◆アルコールやギャンブル、薬物への依存、また様々な疾病などにより育児が困難な保護者とその子どもについて、関係機関との連携により個別の事情に応じた支援を図ります。

《子ども・若者の社会的自立の促進》

- ◆ひきこもりなど困難を有する子ども・若者の育成支援の充実を図るため、教育、福祉、保健、医療、雇用などさまざまな分野の機関で構成する「青森市子ども・若者支援地域協議会」や青森県が設置を進めている「ひきこもり地域支援センター」などと連携を図るとともに、相談会や講演会の開催など、ひきこもり当事者やその家族への支援と理解を深めるための取組を実施します。

《主要事業》

(1) 子どもの貧困対策の推進

子どもの居場所づくり・学習応援事業

- 家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが、能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、単に学習の支援のみならず、日常的な生活支援、仲間との出会いや活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行います。

生活困窮者自立支援事業

- 「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護には至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティネットを拡充するため包括的な支援体系を創設し、生活保護に至る前段階においての自立支援策の強化を図るため、自立のための相談支援および離職等により住宅を喪失している者（そのおそれのある者）に対し給付金を支給するなどの支援を行います。

就学援助事業

- 経済的理由により就学ができない児童生徒が出ないように、要保護に準ずる程度の経済的困窮にあると認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を援助します。

子どもの貧困の実態把握

- 国、県の情報や他都市の事例を参考にしながら、本市における子どもの貧困の実態の把握に努めます。

(2) 社会的養護を必要とする子どもへの支援

里親制度の理解促進

- 県が実施する社会的養護により育った子どもの地域生活を支援する体制整備に協力するとともに、里親制度の周知や理解促進を図ります。

(3) 性的マイノリティへの配慮

性的マイノリティ支援事業

- 性的マイノリティについての理解が十分でないため、性的マイノリティの方々に対し、人権尊重と多様性の観点から配慮する必要があることから、性的マイノリティについての相談に応じるとともに、市民の理解を促進します。

青森市子どもの権利擁護委員運営事業

- 子どもの権利の侵害に対応するため、「青森市子どもの権利擁護委員」を設置し、子どもの権利侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申し立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請などを行います。

(4) その他様々な環境により育児が困難な保護者とその子どもへの支援

要保護児童対策地域協議会運営事業

- アルコールやギャンブル、薬物への依存、また様々な疾病などにより育児が困難な保護者とその子どもについて、関係機関との連携により個別の事情に応じた支援を図ります。

(5) 子ども・若者の社会的自立の促進

子ども・若者育成支援事業

- ひきこもりなど困難を有する子ども・若者の育成支援の充実を図るため、教育、福祉、保健、医療、雇用などさまざまな分野の機関で構成する「青森市子ども・若者支援地域協議会」や青森県が設置を進めている「ひきこもり地域支援センター」などと連携を図るとともに、相談会や講演会の開催など、ひきこもり当事者やその家族への支援と理解を深めるための取組を実施します。

施策の方向

(子どもの命と安全を守る取組)

第13条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとし、

2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとし、

第1節 権利侵害からの救済

【青森市子ども総合プラン第2部第1章3(1)】

《青森市子どもの権利相談センターの普及啓発》

- ◆子どもの権利侵害を未然に防止するため、子どもたちの悩みや困っていることなどについて気軽に相談できるよう、「青森市子どもの権利相談センター」の普及啓発を図ります。
- ◆普及啓発に当たっては、リーフレットや携帯カードなどを含む広報媒体の活用のほか、子どもたちにとって「青森市子どもの権利相談センター」がより身近に感じられるよう、「青森市子どもの権利擁護委員」や「調査相談専門員」による、子ども関連施設の巡回訪問などを実施します。

《相談・支援体制の充実》

- ◆相談に対しては、相談者の気持ちに寄り添い、希望に沿った解決法をともに考え、可能な限り相談者が自ら問題の解決に当たることができるよう支援します。
- ◆問題解決に当たっては、子どもの状況に応じて、学校や教育委員会、子どもに関する他の相談窓口など各種関係機関と相互に協力・連携し、迅速かつ適切に対応します。
- ◆相談者が自ら問題の解決に当たることが困難な場合や権利侵害に対して「救済の申し立て」があった場合など、必要に応じて事実関係の調査、関係者間の調整、関係機関への勧告や要請といった、迅速かつ適切な救済を図ります。
- ◆相談方法については、来窓による面談、電話、FAX、メール、手紙がありますが、その他の方法についても検討するなど、より相談しやすい環境づくりに努めます。

《主要事業》

(1) 子どもの権利相談センターの普及啓発

青森市子どもの権利擁護委員運営事業 (再掲)

- 子どもの権利侵害を未然に防止するため、子どもたちの悩みや困っていることなどについて気軽に相談できるよう、「青森市子どもの権利相談センター」の普及啓発を図ります。

(2) 相談・支援体制の充実

青森市子どもの権利擁護委員運営事業 (再掲)

- 子どもの権利の侵害に対応するため、「青森市子どもの権利擁護委員」を設置し、子どもの権利侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申し立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請などを行います。

第2節 豊かな心の育成

【青森市子ども総合プラン第2部第3章2(2)】

《豊かな心の育成》

- ◆いじめ、不登校、暴力行為などの予防・解消のため、いじめの調査の実施と早期発見・早期対応に向けた取組や不登校児童生徒の解消に向けた取組、体罰の調査と体罰を受けた児童生徒の心のケア、子どもや保護者に対する相談窓口などの周知を実施するほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びカウンセリングアドバイザーを配置・派遣します。また、JUMP チームなど※3の特色ある活動に関する情報を提供します。
- ◆子どもの道徳的な心情・判断力・実践意欲・態度の育成と人権に関する意識の醸成のため、道徳的な態度の育成に向けた指導に取り組みます。

《主要事業》

(1) 豊かな心の育成

心のふれあい運動推進事業

- 地域巡回指導：教職員、保護者、地域住民が連携した学区及び周辺地域の巡回指導を実施します。
- いじめ防止対策：いじめ防止のため、相談機関の連絡先を記載したカードを作成・配付し、保護者・地域への啓発を行うほか、児童生徒が自らいじめをなくそうとする意識づくりを推進します。
- 青森市いじめ防止対策連絡協議会：本市におけるいじめ防止に係る機関及び団体との連携を図るため、いじめ防止等に関する取組状況の意見交換を行います。

教育相談適応指導事業

- 不登校等の問題を抱える保護者、教職員、幼児児童生徒を対象に教育相談を行うとともに、不登校児童生徒の学校復帰を目的とする集団生活への適応指導や学習指導、生活体験活動等を行い、学校復帰、社会参加、自立を促します。

スクールカウンセラー配置事業

- 学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などの諸問題を未然に防止又は解決するための支援並びに教育相談について、教職員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行います。

学校訪問教育指導事業

- 全小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行います。

第3節 児童虐待防止に向けた支援の充実

【青森市子ども総合プラン第2部第4章3(1)】

《発生予防》

- ◆子どもの発達や子育ての不安から児童虐待が発生することを防ぐため、保健所や子ども支援センター、地域子育て支援センターなどにおける情報提供、育児・発達・保健相談を充実します。
- ◆また、保健師による、4か月児健康診査をはじめとする各種健康診査におけるきめ細かな保健指導や健康相談、妊産婦・新生児・未熟児・養育支援が必要な乳幼児への家庭訪問などのほか、保育士による、子育てに不安やストレスを抱えている家庭への訪問支援などを実施し、児童虐待の発生予防に努めます。
- ◆さらに、子育て中の親が、自分の住む地域において子育てに関する相談が気軽にできるよう、各地域の身近な相談役である民生委員・児童委員、主任児童委員の周知に努めます。

《早期発見・早期対応、子どもの保護・保護者の支援》

- ◆児童虐待の早期発見・早期対応のため、子どもの発育や養育状況を把握する必要があることから、健康診査未受診児のいる家庭への家庭訪問を引き続き実施します。
- ◆児童虐待に関するあらゆる相談に対し、児童虐待に関する専門的な知識を有する児童虐待相談員による相談対応及び状況確認などを実施します。
- ◆虐待に関する通報や情報提供があった際には、児童相談所と情報を共有するとともに、「青森市要保護児童対策地域協議会」のネットワークを活用し、子どもの安全確認及び情報収集を実施します。
- ◆学校や認定こども園・幼稚園・保育所などの関係機関と情報を共有しながら、地域における見守りなどを行うとともに、保健師や保育士が虐待のケース世帯を定期的に訪問し、世帯の状況把握に努め、育児に関する相談・助言などを実施します。
- ◆立入調査や一時保護、施設入所などの措置が必要な子どもに対し、児童相談所と連携して対応するとともに、施設退所後の安定した生活のための環境整備などの支援（アフターケア）を行います。

《主要事業》

(1) 発生予防

子ども支援センター活動事業（再掲）

- 子どもの発達や子育ての不安から児童虐待が発生することを防ぐため、子育てに関する相談や情報提供、青森市子育てひろばの開催など、子育て家庭に対する育児支援の充実を図ります。

地域子育て支援センター事業（再掲）

- 家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対応するため、子育てに関する相談や情報提供などの子育て家庭に対する育児支援を行い、更なる子育て支援の充実を図ります。

4か月/7か月/1歳6か月/3歳児健康診査事業（再掲）

- 4か月児/7か月児/1歳6か月児/3歳児の心身の異常や発達の遅れなどの早期発見・早期治療を図るため、医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などによる健康診査を実施します。

養育支援事業（再掲）

- 子どもの成長に不安や悩み、ストレスを感じている家庭に対し、家庭訪問による育児支援を行ったり、発達に心配のある児童を有する保育所に対しては、巡回指導を実施し、保育士及び支援専門員等による指導、助言を行いながら、当該家庭の適切な養育実施を確保します。
- 子ども支援センターやつどいの広場における子育て相談体制の実施により、子育てに対する不安や悩みの軽減を図りながら、発達障がいの早期発見、早期療育を図ります。

利用者支援事業（再掲）

- 子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、子育て等に関する相談、情報収集・提供、訪問による支援を行い、継続的に支援する「利用者支援」と、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行う「地域連携」を一体的に実施します。

民生委員児童委員活動事業

- 民生委員・児童委員活動の活動経費を負担するとともに、活動に必要な知識の習得や資質向上のための研修を実施します。

主任児童委員研修事業

- 児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員の資質を高めるため、児童虐待等の児童福祉分野の特化した研修を実施します。

妊産婦・新生児訪問指導事業

- 児童虐待の早期発見・早期対応のため、子どもの発育や養育状況を把握する必要があることから、健康診査未受診児のいる家庭への家庭訪問を実施します。

要保護児童対策地域協議会運営事業（再掲）

- 「児童福祉法」の規定に基づき、「要保護児童対策地域協議会」を設置・運営することにより、庁内及び関係機関でネットワークを構築し、要保護児童に対する虐待の未然防止及び早期発見・早期対応、適切な支援を行います。

（２）早期発見・早期対応、子どもの保護・保護者の支援

子ども支援センター活動事業（再掲）

- 子どもの発達や子育ての不安から児童虐待が発生することを防ぐため、子育てに関する相談や情報提供、青森市子育てひろばの開催など、子育て家庭に対する育児支援の充実を図ります。

地域子育て支援センター事業（再掲）

- 家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対応するため、子育てに関する相談や情報提供などの子育て家庭に対する育児支援を行い、更なる子育て支援の充実を図ります。

4か月/7か月/1歳6か月/3歳児健康診査事業（再掲）

- 4か月児/7か月児/1歳6か月児/3歳児の心身の異常や発達の遅れなどの早期発見・早期治療を図るため、医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などによる健康診査を実施します。

養育支援事業（再掲）

- 子どもの成長に不安や悩み、ストレスを感じている家庭に対し、家庭訪問による育児支援を行ったり、発達に心配のある児童を有する保育所に対しては、巡回指導を実施し、保育士及び支援専門員等による指導、助言を行いながら、当該家庭の適切な養育実施を確保します。
- 子ども支援センターやつどいの広場における子育て相談体制の実施により、子育てに対する不安や悩みの軽減を図りながら、発達障がいの早期発見、早期療育を図ります。

利用者支援事業（再掲）

- 子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、子育て等に関する相談、情報収集・提供、訪問による支援を行い、継続的に支援する「利用者支援」と、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行う「地域連携」を一体的に実施します。

妊産婦・新生児訪問指導事業（再掲）

- 児童虐待の早期発見・早期対応のため、子どもの発育や養育状況を把握する必要があることから、健康診査未受診児のいる家庭への家庭訪問を実施します。

要保護児童対策地域協議会運営事業（再掲）

- 「児童福祉法」の規定に基づき、「要保護児童対策地域協議会」を設置・運営することにより、庁内及び関係機関でネットワークを構築し、要保護児童に対する虐待の未然防止及び早期発見・早期対応、適切な支援を行います。

第4節 犯罪被害から守る活動の促進

【青森市子ども総合プラン第2部第5章1(2)】

《防犯教室の開催など》

- ◆ 小学校における防犯教室及び中学校における薬物乱用防止教室を開催するとともに、指導者の資質向上を図るため、学校の教員を対象とした防犯や応急処置などの研修を実施します。
- ◆ 子どもが犯罪にあったときなどの緊急避難場所である「子ども110番の家」、「子ども110番のみせ」など、防犯ボランティアの活動を推進します。

《主要事業》

(1) 防犯教室の開催など

学校支援協議会事務

- 学校支援協議会開催による情報共有・連携強化（年1回）を行います。
- 不審者、変質者等の情報の共有化と児童、生徒の安全を確保するため、素早い情報通報体制を整備します。
- 不審者対応訓練など防犯訓練への協力を行います。
- 情報モラル教育による、ネット犯罪被害防止活動への協力を行います。
- 研修会、講座の講師を派遣します。

第5節 有害情報や非行から守る取組の充実

【青森市子ども総合プラン第2部第5章1(3)】

《子どもを有害情報や非行から守る取組の実施》

- ◆子どもを有害情報から守るため、インターネット上の有害情報把握のためのネットパトロールや学校及び家庭における情報モラルに関する指導の支援、インターネットのフィルタリングとペアレンタル・コントロールの普及・啓発に取り組みます。
- ◆子どもを非行から守るため、少年指導委員などによる巡回・街頭指導、有害図書などの見回り活動に取り組みます。

《主要事業》

(1) 子どもを有害情報や非行から守る取組の実施

小・中学校安全・安心対策事業

- 子どもたちがパソコンや携帯電話により、どのようにインターネットを利用しているのか、その実態を把握します。
- 子どもたちが、どのようにインターネットを利用しているのか、学校及び関係機関に情報提供します。
- インターネット上の書き込み等を監視し、子どもたちが被害者や加害者になってしまうことを未然に防止します。

少年指導育成事業

- 少年指導員の資質向上・情報交換を図るため研修会を開催します。
- 不良行為少年に対する街頭指導や声かけ活動を実施します。
- 小・中・高の各学校の支援のほか、警察・児童相談所・裁判所などの各関係機関との連携、情報交換を密にし、少年の非行防止・健全育成に積極的に取り組みます。
- 来所・電話相談・学校訪問等で少年に対する相談活動を行います。

青森市青少年育成市民会議運営事業（補助金）

- 青少年の健全育成に対する市民の理解や自覚並びに参加を促すため、青森市青少年育成市民会議の活動を支援します。

Ⅲ 主要事業の目標

主要事業の目標

本計画に掲げる取組の進捗度を測るために指標を設定し、「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」において評価・検証を行います。

【施策の方向】 子どもの権利の普及啓発と学習支援

1 子どもの権利の普及啓発

(1) 子どもの権利の普及啓発				
事業名	指標	現状	目標	担当課
青森市子どもの権利普及啓発事業	「子どもの権利」普及啓発に関する講座の実施回数	5回 (H26年度)	20回	子どもしあわせ課
(学校における児童生徒の理解の促進)	子どもの権利を題材にした授業を行っている学校の割合	% (H 年度)		指導課

【施策の方向】子どもの育ちへの支援

1 思いやりの心の醸成

(1) 交流活動の促進による思いやりの心の醸成				
事業名	指標	現状	目標	担当課
児童館母親クラブ 運営補助事業	児童館母親クラブ 事業参加者数	11,562人 (H26年度)		子育て支援課
保育所等地域活動 事業	世代間交流事業実 施施設数	45箇所 (H26年度)		子育て支援課

(2) ボランティア活動の推進				
事業名	指標	現状	目標	担当課
ほのぼのコミュニ ティ21推進事業	体験ボランティア 登録者数(高校生 以下)	201人 (H26年度)		健康福祉政策課

2 子どもの体験活動の充実

(1) 子どもの体験活動の充実				
事業名	指標	現状	目標	担当課
学校教育指導方針推進事業	学校訪問において学校教育指導の方針と重点を説明した学校の割合	100% (H27年度)		指導課
外国青年（語学指導員）招致事業	外国青年の学校訪問回数	2,856回 (H26年度)		指導課
大井基金活用事業（少年海外生活体験事業）	平澤市との中学生の相互訪問交流事業参加者数	青森市 12人 平澤市 12人 (H26年度)		社会教育課
青森市中学校生徒海外派遣・受入事業	メイン州との交流事業参加者数	派遣 9人 受入 4人 (H年度)		教育課
友好交流継続事業	交流実施学校数	(H年度)		指導課
大井基金活用事業（少年ものづくり・サイエンス教室参加者数）	ものづくり・サイエンス教室参加者数	327人 (H26年度)		社会教育課
青森市子ども会育成振興事業（補助金）	補助金交付団体数	1団体 (H27年度)		社会教育課

(2) 青少年の自立と社会参加に向けた支援				
事業名	指標	現状	目標	担当課
三浦雄一郎チャレンジ賞表彰事業	表彰者数	4人 (H26年度)		社会教育課

(3) 子どものスポーツ・レクリエーション活動の促進				
事業名	指標	現状	目標	担当課
青森市文化スポーツ振興公社助成事業（補助金）（スポーツ事業）	小・中学校カーリングチャレンジカップ参加者数	小学生 68人 中学生 40人 (H26年度)		文化スポーツ振興課

3 子どもの居場所づくり

(1) 子どもの居場所づくりの推進				
事業名	指標	現状	目標	担当課
(子どもの居場所のあり方の検討)	(指標なし)			子どもしあわせ課
つどいの広場活動事業	つどいの広場における小・中学生のふれあい体験参加者数	小学生 10 人 (H26 年度)		子どもしあわせ課

(2) 子どもの遊び場としての活用				
事業名	指標	現状	目標	担当課
子ども支援センター活動事業	子ども支援センター利用者数	12,818 人 (H27 年度)		子どもしあわせ課
地域子育て支援センター事業	地域子育て支援センター利用者数	(H 年度)		子どもしあわせ課
(子どもの遊び場に関する情報提供)	(指標なし)			子どもしあわせ課
(冬期間の遊び場の検討)	(指標なし)			子どもしあわせ課

(3) 放課後子ども総合プランの推進				
事業名	指標	現状	目標	担当課
放課後児童対策事業	放課後児童会を設置した小学校区数	35 小学校区 (H27 年度)	45 小学校区	子育て支援課
青森市放課後子ども教室推進事業	放課後子ども教室を設置した小学校区数	39 小学校区 (H27 年度)	45 小学校区	社会教育課

4 子どもの自主的な活動の促進

(1) 子ども自身によるネットワークづくり				
事業名	指標	現状	目標	担当課
(子ども自身によるネットワークづくりの検討)	(指標なし)			子どもしあわせ課
青森市子ども会育成振興事業(補助金)(再掲)	補助金交付団体数	1団体 (H27年度)		社会教育課
青森市文化スポーツ振興公社助成事業(補助金)(スポーツ事業)(再掲)	スポーツ少年団登録団員数	2,250人 (H26年度)		文化スポーツ振興課

(2) 子どもの活動に対する支援				
事業名	指標	現状	目標	担当課
子どもの権利擁護委員運営事業	子どもからの相談件数	385件 (H27年度)		子どもしあわせ課
青森市放課後子ども教室推進事業(再掲)	地域の協力者(コーディネーター等)数	55人 (H26年度)		社会教育課
スポーツ推進委員設置事業	スポーツ推進委員活動回数	2,228回 (H26年度)		文化スポーツ振興課

(3) 高校生の活動機会の促進				
事業名	指標	現状	目標	担当課
子ども会議運営事業	高校生の子ども会議委員の数	12人 (H27年度)		子どもしあわせ課

5 子どもの読書活動の推進

(1) 家庭や地域などにおける子どもの読書活動の推進				
事業名	指標	現状	目標	担当課
児童館児童活動事業		(H 年度)		子育て支援課
放課後児童対策事業 (再掲)		(H 年度)		子育て支援課
心はぐくむブックスタート事業	心はぐくむブックスタート事業参加者数	1,963 組 (H26 年度)		健康づくり推進課
子ども支援センター活動事業 (再掲)	おはなし広場参加者数	人 (H 年度)		子どもしあわせ課
地域子育て支援センター事業 (再掲)	読み聞かせ実施回数 (延べ)	回 (H 年度)		子どもしあわせ課

(2) 子どもの読書活動を進めるための読書環境の整備・充実				
事業名	指標	現状	目標	担当課
館外貸出運営事業	館外サービスによる図書等の貸出冊数	391,752 冊 (H26 年度)		市民図書館
読書活動推進事業	おはなし・読み聞かせ実施回数 (地域)	96 回 (H26 年度)		市民図書館
図書資料整備事業	蔵書数	947,539 冊 (H26 年度)		市民図書館

(3) 子どもの読書活動を進めるための連携・交流と広報活動の推進				
事業名	指標	現状	目標	担当課
読書活動推進事業 (再掲)	おはなし・読み聞かせ実施回数 (地域)	96 回 (H26 年度)		市民図書館
図書資料整備事業 (再掲)	蔵書数	947,539 冊 (H26 年度)		市民図書館

6 子どもの意見表明・参加の促進

(1) 子どもに関わる施策の推進への子ども自身の参加				
事業名	指標	現状	目標	担当課
青森市子ども会議運営事業	子どもに関わる施策の推進への子ども会議の参加回数	2回 (H27年度)		子どもしあわせ課

(2) 子どもの意見表明・参加の機会の充実				
事業名	指標	現状	目標	担当課
子どもの権利普及啓発事業	子どもの意見表明の場に関して発信した情報の数	—		子どもしあわせ課
(学校における意見表明能力等の向上)	(指標なし)			指導課

【施策の方向】 保護者への支援

1 乳幼児期の教育・保育の充実

(1) 乳幼児期の教育・保育の充実				
事業名	指 標	現 状	目 標	担当課
一時預かり事業	一時預かり事業実施箇所数	53 箇所 (H27 年度)		子育て支援課
延長保育促進事業	延長保育実施箇所数	85 箇所 (H27 年度)		子育て支援課
病児一時保育事業	病児一時保育実施箇所数	4 箇所 (H27 年度)		子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	ファミリー・サポート・センター事業における相互援助活動件数	3,915 件 (H26 年度)		子どもしあわせ課
認可外保育施設助成事業（補助金）	認可外保育施設数	16 箇所 (H27 年度)		子どもしあわせ課

(2) 待機児童の発生防止				
事業名	指 標	現 状	目 標	担当課
児童福祉施設整備費補助金交付事務（補助金）	補助金交付施設数	5 箇所 (H27 年度)		子育て支援課

(3) 乳幼児期の教育・保育の質的向上				
事業名	指標	現状	目標	担当課
児童福祉施設整備費補助金交付事務(補助金)	補助金交付施設数	5箇所 (H27年度)		子育て支援課
産休等代替職員任用事業	補助対象日数	1,729日 (H26年度)		子育て支援課
保育士資格取得支援事業	補助件数	—		子育て支援課
幼稚園教諭免許状取得支援事業	補助件数	—		子育て支援課
民間託児施設実地調査事業(中核市)	立入調査・指導件数	16件 (H27年度)		指導監査課
特定教育・保育施設等指導監査事業		(H年度)		指導監査課
子ども支援センター活動事業(再掲)	教育・保育施設職員研修参加者数	379人 (H26年度)		子どもしあわせ課
私立幼稚園研究支援事業(補助金)	私立幼稚園協会主催研修会開催回数	2回 (H27年度)		子育て支援課

2 子育ての経済的負担の軽減

(1) 子育ての経済的負担の軽減				
事業名	指 標	現 状	目 標	担当課
保育料軽減事業	軽減対象者数（保育料0円を除く）	70,402人 (H26年度)		子育て支援課
私立幼稚園運営支援事業（補助金）	補助金受給幼稚園数	30園 (H26年度)		子育て支援課
すくすく子育て支援費補助事業	補助金申請者数	264人 (H26年度)		子育て支援課
幼稚園就園奨励支援事業（補助金）	補助金申請者数	2,517人 (H26年度)		子育て支援課
児童手当支給事業	児童手当支給額計	4,009,048千円 (H26年度)		子育て支援課
市営バス子ども無料乗車事業	小学生以下児童の市営バス年間推計利用者数	102,122人 (H26年度)		子育て支援課
実費徴収額補足給付事業（補助金）	補助金申請者数	—		子育て支援課

3 地域全体で子育てを支える環境づくり

(1) 子育て支援のネットワークづくり				
事業名	指標	現状	目標	担当課
子ども支援センター活動事業 (再掲)	子ども支援センター相談件数	392件 (H26年度)		子どもしあわせ課
地域子育て支援センター事業 (再掲)	地域子育て支援センター相談件数(6箇所分)	2,648件 (H26年度)		子どもしあわせ課
地域福祉計画推進事業	地域福祉サポーター登録者数	—		健康福祉政策課

(2) 子育て親子の相談・交流の場の提供				
事業名	指標	現状	目標	担当課
子ども支援センター活動事業 (再掲)	子ども支援センター相談件数	392件 (H26年度)		子どもしあわせ課
地域子育て支援センター事業 (再掲)	地域子育て支援センター相談件数(6箇所分)	2,648件 (H26年度)		子どもしあわせ課
つどいの広場活動事業(再掲)	つどいの広場相談件数	102件 (H26年度)		子どもしあわせ課

(3) 情報提供の充実				
事業名	指標	現状	目標	担当課
(子育てに関する情報提供の充実の検討)	(指標なし)			子どもしあわせ課

(4) 相談者の希望に沿った支援				
事業名	指 標	現 状	目 標	担当課
利用者支援事業	支援者数	—		子どもしあわせ課

4 障がいのある子どもなどへの支援の充実

(1) 障がいの早期発見				
事業名	指 標	現 状	目 標	担当課
4か月児健康診査事業	4か月児健康診査受診率	96.4% (H26年度)		健康づくり推進課
7か月児健康診査事業	7か月児健康診査受診率	99.6% (H26年度)		健康づくり推進課
1歳6か月児健康診査事業	1歳6か月児健康診査受診率	98.6% (H26年度)		健康づくり推進課
3歳児健康診査事業	3歳児健康診査受診率	96.2% (H26年度)		健康づくり推進課
ポリオ予防接種事業	ポリオ予防接種者数	1,086人 (H26年度)		健康づくり推進課
結核予防接種事業	結核予防接種者数	1,975人 (H26年度)		健康づくり推進課
麻しん・風しん予防接種事業	麻しん・風しん予防接種者数	4,038人 (H26年度)		健康づくり推進課
二/三/四種混合予防接種事業	二/三/四種混合予防接種者数	二種混合 1,976人 三種混合 525人 四種混合 7,758人 (H26年度)		健康づくり推進課
日本脳炎予防接種事業	日本脳炎予防接種者数	8,340人 (H26年度)		健康づくり推進課
ヒトパピローマウイルス感染症予防接種事業	ヒトパピローマウイルス感染症予防接種者数	16人 (H26年度)		健康づくり推進課
ヒブ感染症予防接種事業	ヒブ感染症予防接種者数	7,891人 (H26年度)		健康づくり推進課
小児用肺炎球菌感染症予防接種事業	小児用肺炎球菌感染症予防接種者数	7,803人 (H26年度)		健康づくり推進課
水痘予防接種事業	水痘予防接種者数	3,164人 (H26年度)		健康づくり推進課

(2) 各種手当の支給などによる経済的支援

事業名	指標	現状	目標	担当課
特別障害者手当等支給事業（障害児福祉手当）	障害児福祉手当給付者数（延べ）	3,054人 (H26年度)		障がい者支援課
障害者バス料金無料化対策事業	福祉乗車証所持者数	8,046人 (H26年度)		障がい者支援課
重度心身障害者異動支援（タクシー券等）対策事業	福祉タクシー・移送サービス利用券交付者数	2,051人 (H26年度)		障がい者支援課
移送サービス事業	移送サービス運行回数	727回 (H26年度)		障がい者支援課
特別児童扶養手当受付等事務	特別児童扶養手当支給対象者数	587人 (H26年度)		障がい者支援課
重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害者医療費助成受給者数	3,656人 (H26年度)		国保医療年金課

(3) 情報提供体制の充実

事業名	指標	現状	目標	担当課
視覚障害者広報事業	点字広報発行回数	12回 (H27年度)		広報広聴課
議会広報事業	点字版市議会だより発行部数	90部 (H27年度)		議事調査課
視覚障害者福祉対策ガイドブック音声版製作事業	ガイドブック音声版支給本数	150本 (H26年度)		障がい者支援課
視覚障害者福祉対策点字シール製作事業	点字シール作成枚数	1,860枚 (H26年度)		障がい者支援課

(4) 療育・教育・相談支援体制の充実				
事業名	指 標	現 状	目 標	担当課
障害児等療育支援事業	療育支援事業による相談・支援件数	320 件 (H26 年度)		障がい者支援課
療育相談事業	療育相談実施回数	6 回 (H26 年度)		健康づくり推進課
養育支援事業	育児支援家庭訪問件数	779 件 (H26 年度)		子どもしあわせ課
利用者支援事業 (再掲)	支援者数	—		子どもしあわせ課
計画相談支援事業	計画作成利用者数	1,957 人 (H26 年度)		障がい者支援課
地域相談支援事業		(H 年度)		障がい者支援課
障害者相談支援事業	障害者相談支援事業所相談件数(年間延べ相談件数)	17,914 件 (H26 年度)		障がい者支援課
身体障害者・知的障害者相談員設置事業	身体障害者・知的障害者相談件数	471 件 (H26 年度)		障がい者支援課
障害児相談支援事業	障害児支援利用計画作成者数	485 人 (H26 年度)		障がい者支援課

(5) ライフステージに応じた切れ目のない支援				
事業名	指 標	現 状	目 標	担当課
4か月児健康診査事業 (再掲)	4か月児健康診査受診率	96.4% (H26年度)		健康づくり推進課
7か月児健康診査事業 (再掲)	7か月児健康診査受診率	99.6% (H26年度)		健康づくり推進課
1歳6か月児健康診査事業 (再掲)	1歳6か月児健康診査受診率	98.6% (H26年度)		健康づくり推進課
3歳児健康診査事業 (再掲)	3歳児健康診査受診率	96.2% (H26年度)		健康づくり推進課
ポリオ予防接種事業 (再掲)	ポリオ予防接種者数	1,086人 (H26年度)		健康づくり推進課
結核予防接種事業 (再掲)	結核予防接種者数	1,975人 (H26年度)		健康づくり推進課
麻しん・風しん予防接種事業 (再掲)	麻しん・風しん予防接種者数	4,038人 (H26年度)		健康づくり推進課
二/三/四種混合予防接種事業 (再掲)	二/三/四種混合予防接種者数	二種混合 1,976人 三種混合 525人 四種混合 7,758人 (H26年度)		健康づくり推進課
日本脳炎予防接種事業 (再掲)	日本脳炎予防接種者数	8,340人 (H26年度)		健康づくり推進課
ヒトパピローマウイルス感染症予防接種事業 (再掲)	ヒトパピローマウイルス感染症予防接種者数	16人 (H26年度)		健康づくり推進課
ヒブ感染症予防接種事業 (再掲)	ヒブ感染症予防接種者数	7,891人 (H26年度)		健康づくり推進課
小児用肺炎球菌感染症予防接種事業 (再掲)	小児用肺炎球菌感染症予防接種者数	7,803人 (H26年度)		健康づくり推進課
水痘予防接種事業 (再掲)	水痘予防接種者数	3,164人 (H26年度)		健康づくり推進課
障害児等療育支援事業 (再掲)	療育支援事業による相談・支援件数	320件 (H26年度)		障がい者支援課

事業名	指 標	現 状	目 標	担当課
療育相談事業 (再掲)	療育相談実施回数	6回 (H26年度)		健康づくり推進課
養育支援事業 (再掲)	育児支援家庭訪問 件数	779件 (H26年度)		子どもしあわせ課
利用者支援事業 (再掲)	支援者数	—		子どもしあわせ課
計画相談支援事業 (再掲)	計画作成利用者数	1,957人 (H26年度)		障がい者支援課
地域相談支援事業 (再掲)		(H 年度)		障がい者支援課
障害者相談支援事業 (再掲)	障害者相談支援事業所相談件数(年間延べ相談件数)	17,914件 (H26年度)		障がい者支援課
身体障害者・知的障害者相談員設置事業 (再掲)	身体障害者・知的障害者相談件数	471件 (H26年度)		障がい者支援課
障害児相談支援事業 (再掲)	障害児支援利用計画作成者数	485人 (H26年度)		障がい者支援課

(6) 障がい児保育の実施				
事業名	指 標	現 状	目 標	担当課
障がい児保育事業	障がい児保育対象児童数	11人 (H26年度)		障がい者支援課
ふれあい保育事業	ふれあい保育対象児童数	27人 (H26年度)		障がい者支援課

(7) 放課後児童会などへの障がいのある子どもの受け入れ				
事業名	指 標	現 状	目 標	担当課
障害児通所支援事業	障害児通所支援利用者数	5,237人 (H26年度)		障がい者支援課
日中一時支援事業	日中一時支援延べ利用回数	14,809回 (H26年度)		障がい者支援課
短期入所事業	短期入所延べ利用日数	3,924日 (H26年度)		障がい者支援課
放課後児童対策事業(再掲)	障害児の受け入れを実施した放課後児童会数	20箇所 (H26年度)		子育て支援課

(8) 未熟児や小児慢性特定疾病に罹患している子どもへの支援				
事業名	指 標	現 状	目 標	担当課
小児慢性特定疾病児手帳交付事業	小児慢性特定疾病手帳交付人数	88人 (H26年度)		健康づくり推進課
小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	日常生活用具支給者数	4人 (H26年度)		健康づくり推進課
小児慢性特定病医療費支給事業	医療費支給者数	299人 (H26年度)		健康づくり推進課
未熟児養育医療給付事業	養育医療延べ給付者数	55人 (H26年度)		健康づくり推進課

5 ひとり親家庭などへの支援の充実

(1) 情報提供・相談体制の強化				
事業名	指 標	現 状	目 標	担当課
ひとり親家庭等自立支援対策事業	母子・父子自立支援員による相談件数	1,729件 (H26年度)	2,087件	子育て支援課

(2) 就業支援の充実				
事業名	指標	現状	目標	担当課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	家庭生活支援員派遣回数	1回 (H26年度)		子育て支援課
ひとり親家庭等就業自立支援事業	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業利用者数	—		子育て支援課

(3) 経済的支援の推進				
事業名	指標	現状	目標	担当課
母子福祉資金貸付事業	母子福祉資金貸付件数	51件 (H26年度)		子育て支援課
寡婦福祉資金貸付事業	寡婦福祉資金貸付件数	2件 (H26年度)		子育て支援課
父子福祉資金貸付事業	父子副詞資金貸付件数	1件 (H26年度)		子育て支援課
児童扶養手当支給事業	児童扶養手当支給対象者数	11,766人 (H26年度)		子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業	医療費助成受給者数	9,929人 (H26年度)		国保医療年金課

(4) すみれ寮における支援の充実				
事業名	指標	現状	目標	担当課
すみれ寮入所事務	入所相談件数	33件 (H26年度)		子育て支援課

6 貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援

(1) 子どもの貧困対策の推進				
事業名	指標	現状	目標	担当課
子どもの居場所づくり・学習応援事業	学習支援参加者数	—		子育て支援課
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援件数	(H 年度)		生活福祉一課
就学援助事業	就学援助認定児童生徒数	5,197人 (H26年度)		学務課
(子どもの貧困の実態把握)	(指標なし)			子どもしあわせ課

(2) 社会的養護を必要とする子どもへの支援				
事業名	指標	現状	目標	担当課
(里親制度の理解促進)	(指標なし)			子どもしあわせ課

(3) 性的マイノリティへの配慮				
事業名	指標	現状	目標	担当課
性的マイノリティ支援事業	性的マイノリティの延べ相談件数	—		人権男女共同参画課
青森市子どもの権利擁護委員運営事業	性的マイノリティに関する相談件数	0件 (H27年度)		子どもしあわせ課

(4) その他様々な事情により育児が困難な保護者とその子どもへの支援

事業名	指 標	現 状	目 標	担当課
要保護児童対策地域協議会運営事業	個別ケース検討会議開催回数	3回 (H26年度)		子どもしあわせ課

(5) 子ども・若者の社会的自立の促進

事業名	指 標	現 状	目 標	担当課
子ども・若者育成支援事業	子ども・若者支援地域協議会開催回数	4回 (H27年度)		障がい者支援課

【施策の方向】子どもの命と安全を守る取組

1 権利侵害からの救済

(1) 子どもの権利相談センターの普及啓発				
事業名	指標	現状	目標	担当課
青森市子どもの権利擁護委員運営事業（再掲）	延べ相談件数	558件 (H27年度)		子どもしあわせ課

(2) 相談・支援体制の充実				
事業名	指標	現状	目標	担当課
青森市子どもの権利擁護委員運営事業（再掲）	延べ相談件数	558件 (H27年度)		子どもしあわせ課

2 豊かな心の育成

(1) 豊かな心の育成				
事業名	指標	現状	目標	担当課
心のふれ合い運動推進事業	いじめ認知件数	小学校 92件 中学校 111件 (H26年度)		指導課
教育相談適応指導事業	不登校児童生徒数	小学生 52人 中学生 248人 (H26年度)		指導課
スクールカウンセラー配置事業	スクールカウンセラー配置校数	28校 (H26年度)		指導課
学校訪問教育指導事業	生徒指導訪問において、小・中学校を訪問する延べ指導主事数	250人 (H26年度)		指導課

3 児童虐待防止に向けた支援の充実

(1) 発生予防				
事業名	指標	現状	目標	担当課
子ども支援センター活動事業 (再掲)	子ども支援センター相談件数	392件 (H26年度)		子どもしあわせ課
地域子育て支援センター事業 (再掲)	地域子育て支援センター相談件数(6箇所分)	2,648件 (H26年度)		子どもしあわせ課
4か月児健康診査事業(再掲)	4か月児健康診査受診率	96.4% (H26年度)		健康づくり推進課
7か月児健康診査事業(再掲)	7か月児健康診査受診率	99.6% (H26年度)		健康づくり推進課
1歳6か月児健康診査事業(再掲)	1歳6か月児健康診査受診率	98.6% (H26年度)		健康づくり推進課
3歳児健康診査事業(再掲)	3歳児健康診査受診率	96.2% (H26年度)		健康づくり推進課
養育支援事業 (再掲)	育児支援家庭訪問件数	779件 (H26年度)		子どもしあわせ課
利用者支援事業 (再掲)	支援者数	—		子どもしあわせ課
民生委員児童委員活動事業	研修開催回数	4回 (H26年度)		健康福祉政策課
主任児童委員研修事業	研修参加者数	52人 (H26年度)		子どもしあわせ課
妊産婦・新生児訪問指導事業	訪問指導延べ人数	3,185人 (H26年度)		健康づくり推進課
要保護児童対策地域協議会運営事業 (再掲)	児童虐待相談件数 (県児童相談所に寄せられた市内からの相談及び本市が対応した相談の合計)	104件 (H26年度)		子どもしあわせ課

(2) 早期発見・早期対応、子どもの保護・保護者の支援				
事業名	指標	現状	目標	担当課
子ども支援センター活動事業 (再掲)	子ども支援センター相談件数	392件 (H26年度)		子どもしあわせ課
地域子育て支援センター事業 (再掲)	地域子育て支援センター相談件数(6箇所分)	2,648件 (H26年度)		子どもしあわせ課
4か月児健康診査事業(再掲)	4か月児健康診査受診率	96.4% (H26年度)		健康づくり推進課
7か月児健康診査事業(再掲)	7か月児健康診査受診率	99.6% (H26年度)		健康づくり推進課
1歳6か月児健康診査事業(再掲)	1歳6か月児健康診査受診率	98.6% (H26年度)		健康づくり推進課
3歳児健康診査事業(再掲)	3歳児健康診査受診率	96.2% (H26年度)		健康づくり推進課
養育支援事業(再掲)	育児支援家庭訪問件数	779件 (H26年度)		子どもしあわせ課
利用者支援事業(再掲)	支援者数	—		子どもしあわせ課
妊産婦・新生児訪問指導事業(再掲)	訪問指導延べ人数	3,185人 (H26年度)		健康づくり推進課
要保護児童対策地域協議会運営事業(再掲)	児童虐待相談件数(県児童相談所に寄せられた市内からの相談及び本市が対応した相談の合計)	104件 (H26年度)		子どもしあわせ課

4 犯罪被害から守る活動の促進

(1) 防犯教室の開催など				
事業名	指標	現状	目標	担当課
学校支援協議会事務	学校支援協議会による情報共有会議開催回数	1回 (H27年度)		指導課

5 有害情報や非行から守る取組の充実

(1) 子どもを有害情報や非行から守る取組の実施				
事業名	指 標	現 状	目 標	担当課
小・中学校安全・安心対策事業	ネットパトロールによる学校に情報提供した件数	100件 (H27年度)		指導課
少年指導育成事業	街頭指導回数	212回 (H27年度)		指導課
青森市青少年育成市民会議運営事業	補助金交付団体数	1団体 (H27年度)		社会教育課